

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

1-1 歴史的風致の認知に関する課題

平成 29 年（2017）に実施した市政モニターアンケート調査によると、宇治茶及び宇治の歴史に関する情報発信に対して、ともに不十分との意見が半数を超えている。

平成 28 年（2016）の観光動向調査では、宇治観光に行かない理由として、情報発信不足が圧倒的に多い結果となっている。

本市の歴史・文化に関する情報発信については、茶業に関する情報や近年の新たな調査成果を十分反映した内容とはなっておらず、また個別の歴史・文化に関する情報の背景にある宇治の歴史・文化を総合的に発信する機会も不十分である。

令和 3 年（2021）にお茶と宇治のまち交流館（愛称：茶づな）が開業したが、情報発信の充実が今後の課題となっている。

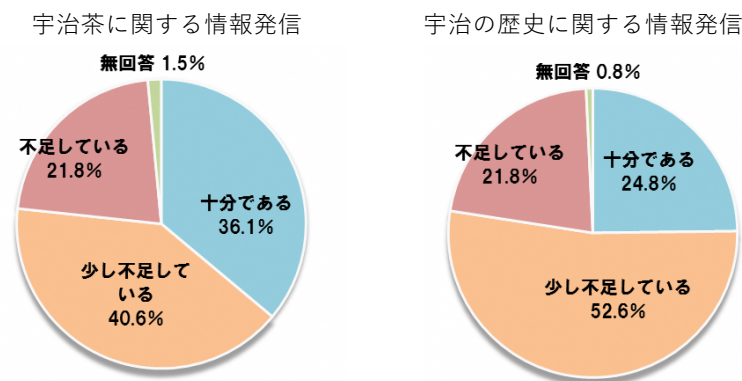


図 3-1 「宇治の歴史・文化」に関する調査結果
（出典：平成 29 年市政モニターアンケート調査）

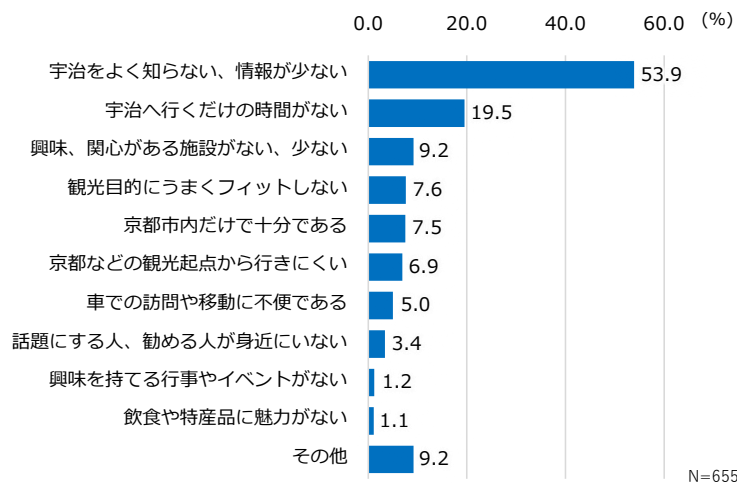


図 3-2 「宇治市の魅力を感じる場所」調査結果
（出典：平成 28 年宇治市観光動向調査報告書）

1-2 宇治茶や地域の伝統文化の継承に関する課題

古くは茶の産地として、茶園景観が市街地や近郊集落に広がっていたが、都市の発展とともに茶園が減少し、現在の市街地では茶園はほとんど見られなくなり、市民や来訪者にとって「お茶のまち」としての印象が薄い。市内の茶園面積は、約45年前と比較すると大きく減少するとともに(近年は横ばい)、宇治独特の本簀の覆下栽培も減少している。これらは効率性が重視される近年の農業政策の中で、時間と手間を掛ける少量生産の宇治茶は採算性が厳しいうえ、茶農家の高齢化が進み、茶業の継承が困難になってきているためである。お茶と宇治のまち歴史公園

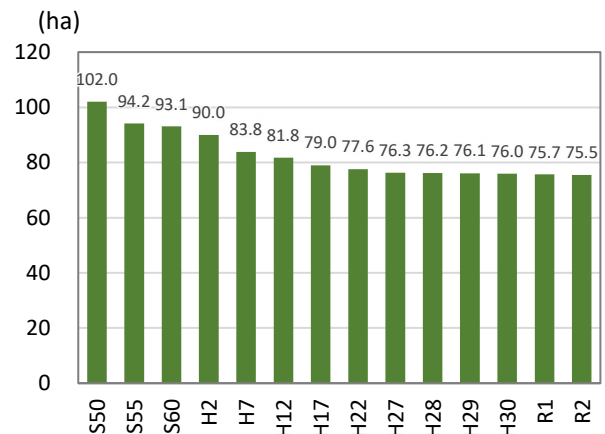


図3-3 茶園総面積の推移
(出典：宇治市統計書)

園の開園や「日本茶 800 年の歴史散歩」が日本遺産認定など一定の成果は出ているが、茶どころとしての茶業の振興とともに、本簀の技術継承が課題となっている。

また地域においては、住民登録上の世帯数の7割に近い世帯が町内会・自治会に加入しているが、少子高齢化やライフスタイルの変化、価値観の多様化などを背景として、加入率は減少傾向にある。新規居住者の増加による伝統行事に対する認識が不十分なことや、地域コミュニティに対する関心の希薄化による自治会・町内会役員のなり手不足とともに、伝統行事の担い手の高齢化や生活様式の変化、娯楽の多様化などにより、伝統行事への参加者が減少し、簡素化や存続困難な状況が見受けられる。

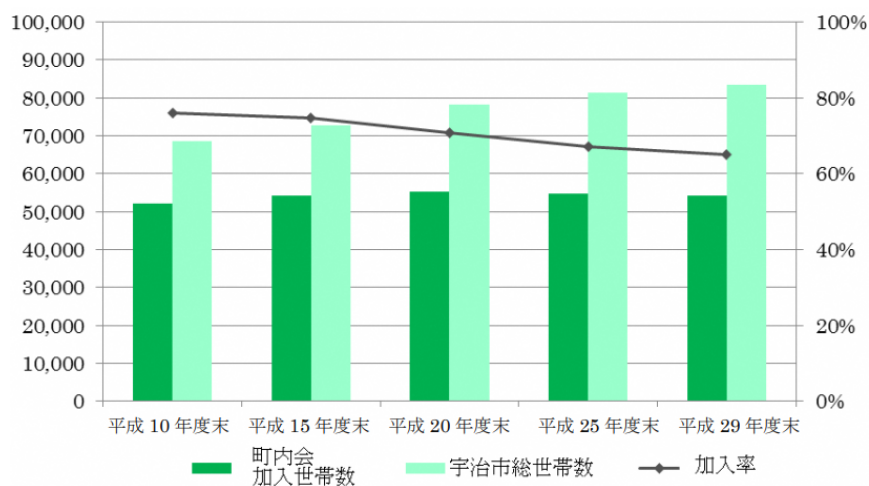


図3-4 町内会・自治会の加入率
(出典：宇治市地域コミュニティ再編計画)

1-3 歴史・文化遺産に関する課題

本市には極めて価値の高い文化財と併せて、身近に継承されている歴史・文化遺産が多く存在する。地域には、身近な歴史・文化遺産があるにも関わらず気付かれていないことが多いことから、文化財の活用を推進して文化財の認知度を高め、文化財を支えていく社会的環境を作っていく必要がある。また、古民家や宇治の個性を表す建造物の調査や検証が不足している。



未指定 金色院惣門（室町期）

中宇治での伝統的家屋の状況調査や空き家対策等は進めているが、どのような建造物を保存、活用するかは定まっていない。

また、指定等文化財は良好な管理に努めているが、未指定文化財に関しては、損傷や老朽化が見受けられるため、調査を進めて文化財指定する等により保存を図る必要がある。

市内には、平等院庭園など様々な史跡・名勝・天然記念物が指定されている。調査研究を進めることで、平成30年（2018）には、宇治古墳群が史跡、宇治山が名勝に指定され、国指定の件数も増えている。また、史跡宇治川太閤堤跡においては整備事業が進められて、令和3年（2021）にお茶と宇治のまち歴史公園として開園した。

このように近年、史跡や名勝の指定を受けるなど、自然景観等に関する取り組みに関し一定の成果を上げているが、保存・活用に関する具体的な方針を定めた計画の策定が必要である。

また、調査が不十分な古墳等の遺跡が残されているので、調査を進めてその価値を明らかにし、保存、活用を図っていくことが必要である。

1-4 景観に関する課題

本市には平安時代に遡る都市構造が継承され、歴史的な重層性のある景観が形成されている。しかし近年、生活様式の変化などによる歴史的建造物の建替えが進み、マンション建設による急激な景観の変化、現代的建築物による周辺景観との不調和、駐車場化によるまちなみの連続性の喪失などが起こっている。

特に、中世に形成され近世には茶師屋敷が連なり、近代化とともに変化してきた宇治橋通りは、宇治の歴史の重層性を表し、文化的景観の重要な構成要素にもなっている。建物のファサードや無電柱化事業などは一定の成果はあるが、屋外広告物の指導がまだ不十分である。

平等院と高層マンション
(平成17年当時)

宇治橋通り

1-5 観光振興に関する課題

令和元年(2019)には約560万人の観光客が訪れた本市では、国外からの観光客数も増えていた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で訪日外国人客数がほぼ0になったこともあり、令和2年(2020)の観光客数は前年比約43%の約243万人となった。令和3年(2021)も引き続き観光客数は前年比約97%の約234万人となっており、依然先の見通せない状況となっている。

新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前における、市営茶室対鳳庵の利用状況を見ると、個人・少人数グループの欧米の観光客の利用が着実に増えており、日本文化としてのお茶に対する関心が高いものと考えられる。

一方、近世の宇治への来訪は、社寺参詣や散策、宇治川遊覧、宇治茶の見物といった宇治のまち全体で楽しむものであったが、近年の来訪者の平均滞在時間は約3時間30分と短く、様々な観光資源があるにも関わらず、訪問先として平等院のみが突出しているのが特徴となっている。

これは京都と奈良の間に位置するという地理的要因もあるが、多様化する観光客の潜在的ニーズに対応した、周遊型・参加体験型の楽しめる機会の情報発信が不足していることが考えられる。

まちなかの移動手段としては、公共交通機関の利用促進や歩いて楽しめる観光を促すことが求められる。

宇治十帖スタンプラリーや観光案内サインの整備などにより一定の成果はでているが、更なる対策が必要である。

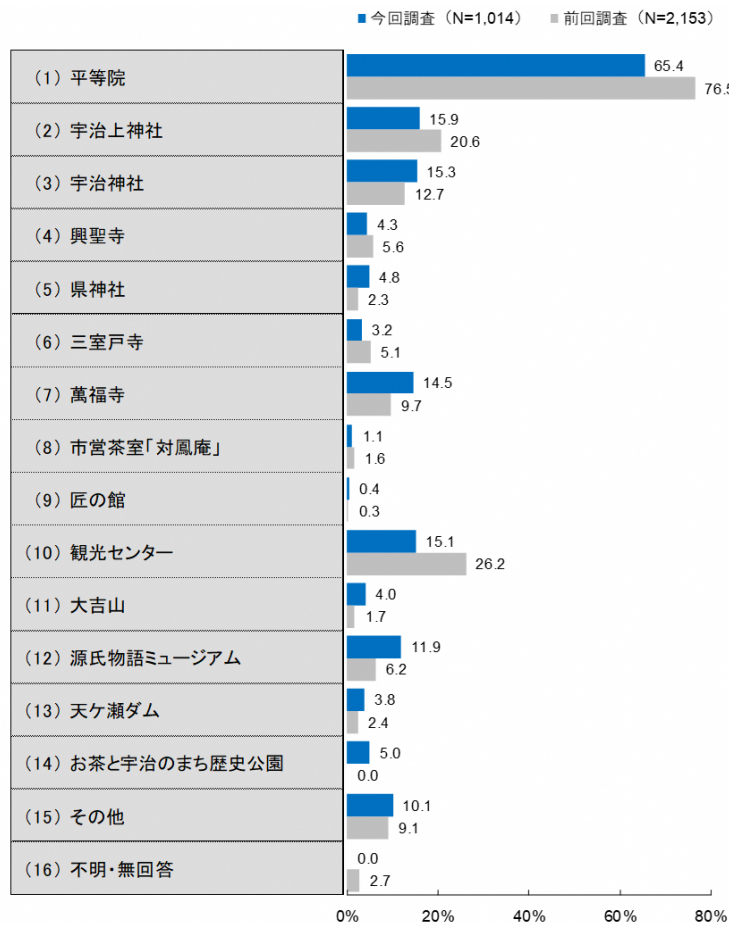


図3-5 宇治における観光客の訪問先 (出典：令和4年宇治市観光動向調査報告書)

2. 既存計画（上位・関連計画）

現在、本市では普遍的、長期的な展望に立った政策の基本的な方向を示した第6次総合計画のもと、各種施策の計画・実施に取り組んでいる。世界遺産および宇治川を中心とした自然環境や歴史的景観の保全を継続的に取り組んできた本市では、中宇治の修景整備やお茶と宇治のまち歴史公園の開園など、歴史・文化のまちづくりをより一層推進している。

ここでは、歴史的風致の維持及び向上に関連する、上位・関連計画等について整理する。

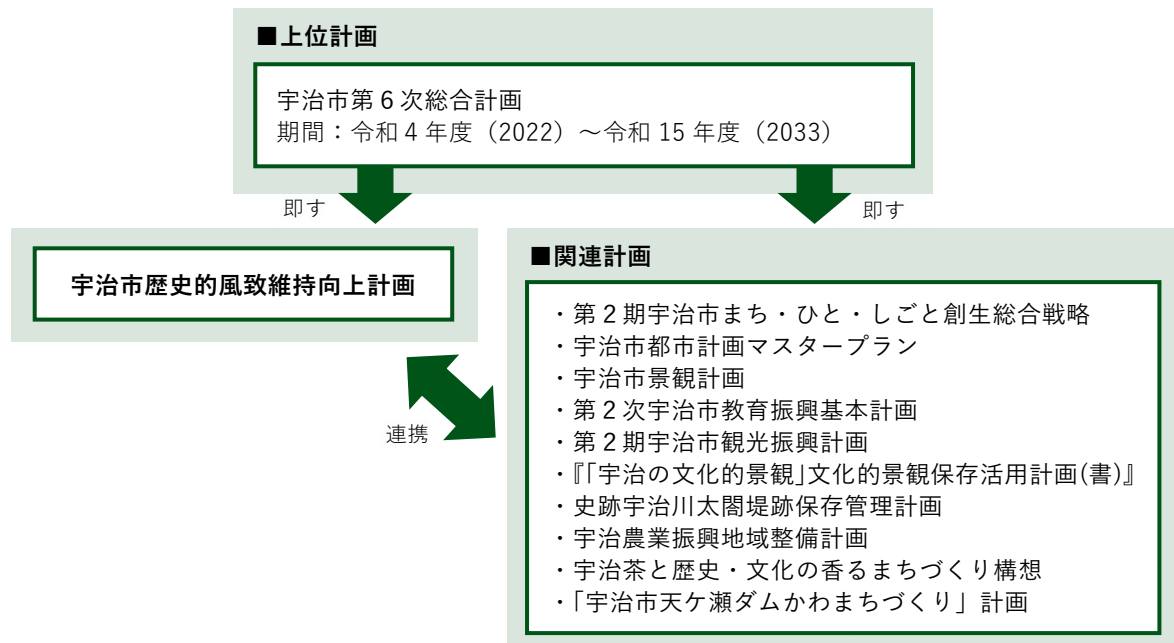


図3-6 歴史的風致の維持及び向上に関する上位・関連計画等

2-1 宇治市第6次総合計画（令和4年度(2022)～15年度(2033)）

宇治市第6次総合計画は、目標年次を令和15年度(2033)に設定して、これまでの宇治の良さを活かしながら、新たな宇治の良さを生み出していくために、「一人ひとりが輝き 伝統と新たな息吹を紡ぐまち・宇治」を目指す都市像としている。

目指す都市像を実現するために具体的な柱として5つのまちづくりの方向性を定めており、その1つに宇治の伝統と歴史を活かした魅力あるまちづくりを進める「**伝統と歴史が輝くまち**」を位置づけている。

「**伝統と歴史が輝くまち**」の考え方として、ブランド化や情報発信等によってお茶と文化を活かした魅力あるまちを目指すこと、宇治の伝統や歴史を伝えてさらに発展するまちを目指すこと、安全・安心で観光ができる仕組みづくりを進めることを挙げている。

また、施策の柱「活力あふれる産業振興」には、施策の視点として「**茶業の継承・発展**」を挙げ、宇治茶の歴史や文化を守り、継承し、さらに発展させるためのブランドのPR等を行うことを記している。

関連する分野の目標と主な取組は、表3-1のとおりである。

表3-1 関連する分野の目標と主な取組

	分野の目標	目標達成に向けた主な取組
《分野27》 伝統ある宇治茶の継承・発展	国内外の人々が宇治茶に魅了され、伝統的な茶製法を継承し、高品質茶の生産と環境に優しい茶づくりが実現しているまちを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・宇治茶のブランド力の強化 ・優良高品質茶の生産支援 ・宇治茶の茶園保全と担い手の育成 ・魅力ある宇治茶の情報発信と販路拡大
《分野28》 文化芸術が香るまちづくりの推進	文化の香る「ふるさと宇治」の継承、発展のため、市民の自主的・創造的な文化芸術であふれるまちを目指します。また、文化芸術を軸にした様々な分野での協働や交流が活発になることで、人びとがつながり、地域の絆・まちづくりへとつながることを目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の文化芸術活動への支援 ・次世代への文化芸術の継承 ・文化芸術施策と関連分野の施策との連携 ・文化資源を活用した地域の活性化 ・宇治の歴史・文化の継承・普及
《分野29》 歴史・文化や景観を守り育てるまちづくりの推進	恵まれた歴史・文化や文化財などの重要性への理解を深め、貴重な文化財や伝統文化を次の世代へと継承していくとともに、地域の歴史・文化・伝統により形成された宇治の文化的景観や歴史的な資産を守り育てるまちづくりを推進するなど、地域の特性に応じた良好な景観の保全・形成を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・重要文化的景観の保存・活用 ・歴史・文化・伝統と調和した取組の推進 ・良好な景観の保全・形成と支援の推進 ・文化財の保存・活用及び情報発信等の推進 ・未指定文化財の指定に向けた取組の推進

2-2 第2期宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度(2020)～6年度(2024)）

第2期宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、目標年次を令和6年度（2024）に設定し、第1期創生総合戦略の状況を踏まえた上で、本市の特色を最大限に活かした要素を盛り込み、5つの基本目標を掲げている。

『**確固たる宇治ブランドの展開**』～宇治への新しい人の流れを定着させる～では、宇治茶のブランド力を活かしてさらなる観光誘客を図る「宇治茶活用事業」や、宇治の伝統文化を次代へ引き継ぐとともに文化や歴史など多くの恵まれた資源の有機的な連携によるさらなる魅力の向上（深化）を目指す「宇治の魅力の深化事業」などを位置づけている。

『**市民の宇治への愛着の醸成と市民によるふるさと宇治の創生**』～宇治への愛着から定住促進につなげる～では、宇治の子供たちが宇治の魅力を知り・実感することで、宇治への愛着を深めるために、宇治学のさらなる充実や高校生版魅力発信プラットフォーム等を推進する「宇治への愛着醸成事業」などを位置づけている。

『**まちの魅力高める都市基盤の整備**』～人・物の交流から活力ある宇治を築く～では、周遊観光の都市基盤の効果的な整備等を進める「まち巡りを仕掛ける基盤づくり事業」などを位置づけている。

2-3 宇治市都市計画マスタープラン（令和4年(2022)～24年(2042)）

都市計画の将来方向を示す宇治市都市計画マスタープランは、目標年次を令和24年（2042）に設定し、「ともに築く 魅力ある未来への都市」を都市づくりの基本理念として、4つの都市づくりの基本目標を定めている。

このうち「**基本目標1）宇治らしさを活かした選ばれる都市づくり**」では、豊かな自然環境や歴史的資産など宇治らしさを活かしたまちづくりを進め、住みたい、住みたくなるまちを目指し、まちなぎわいや人の交流の促進など、人口減少、少子高齢社会に対応した魅力あるまちにつながる都市づくりを進めることを掲げている。基本方針に、歴史・文化が調和した良好なまちの景観づくりに努めることや、文化・歴史や茶業など、資源を活用した個性ある都市づくりを目指すことが位置づけられている。

将来都市構造については、市街化区域を基本に、既存市街地の有効利用を図るとともに、市街地の状態を常に改善し秩序ある土地利用を進めることを、基本的な考え方としている。将来的な都市の骨格では、**宇治に住む誇りと愛着を育む都市景観を形成し、世界遺産および宇治橋周辺をまちなぎのシンボルとして、悠久の歴史を語り継ぐために、宇治川や世界遺産等を宇治市のシンボル景観、旧街道等を骨格軸景観、旧集落等のまちなちなどを特徴的ゾーン景観と位置付けて、その保全・継承を図るとしている。**また、お茶と宇治のまち歴史公園を新たなみどりと交流の拠点として、歴史と融合したまちづくりを総合的に進めることを位置づけている。

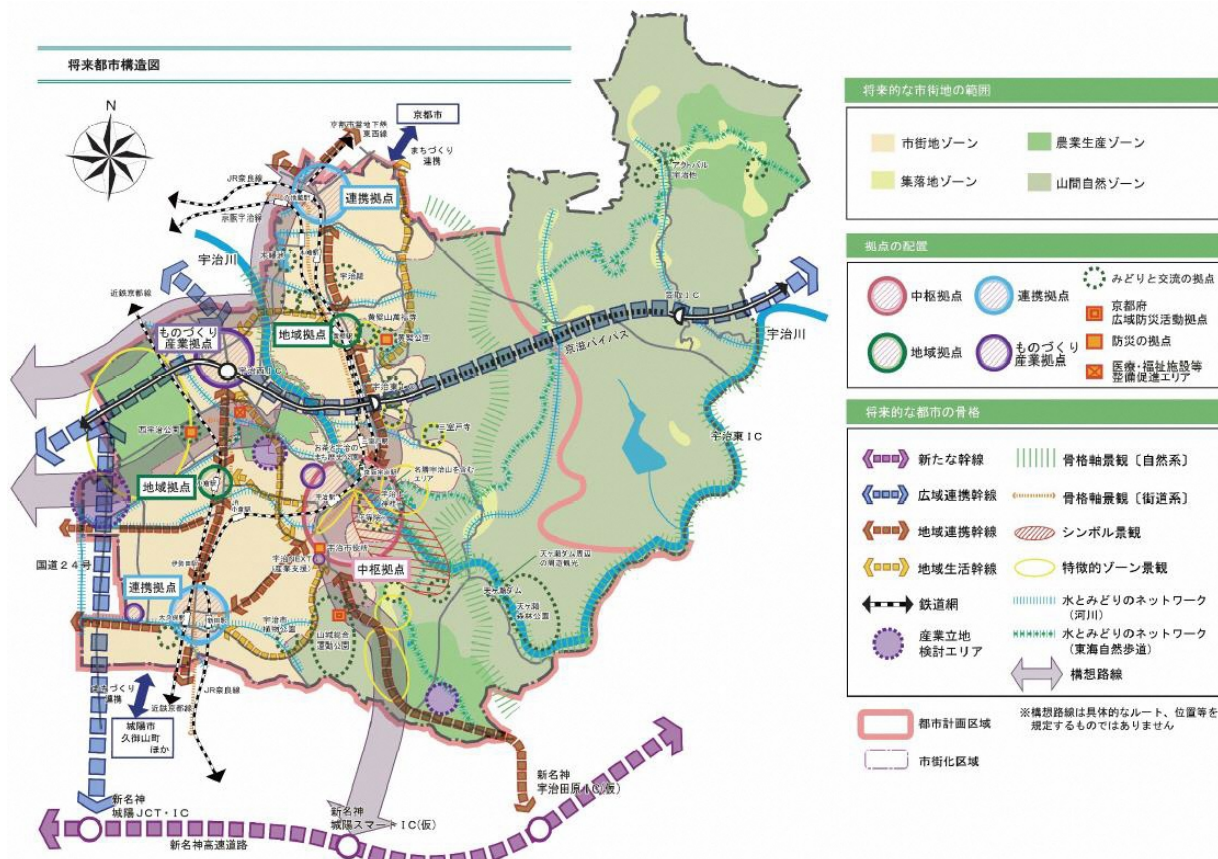


図3-7 将来都市構造図

2-4 宇治市景観計画(平成20年(2008)策定、平成24年(2012)改訂)

本市は、めぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然と調和したふるさと宇治の景観を保全し、市民とともに快適でうるおいのある景観づくりをすすめるために、景観法の制定に伴い平成17年(2005)に景観行政団体となった。また平成20年(2008)には、「宇治市良好な住民環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例(通称:宇治市まちづくり・景観条例)」の制定に合わせ、「宇治市景観計画」を策定した。

「宇治市まちづくり・景観条例」は、市民によるまちづくり計画を支援する制度や市への提案制度を定めた「まちづくりへの市民参加」と、景観を守り育てるための制度を定めた「景観の形成」、事業者と住民が互いに理解して開発事業が進められる制度を定めた「開発事業の調整」の3つを柱としている。

「宇治市景観計画」においては、「悠久の歴史と自然を今に活かしふるさと宇治を誇り伝えん」とした基本理念のもと、市内全域を景観計画区域とし、8つに区分されたそれぞれの区域ごとに景観形成誘導指針及び屋外広告物に関する行為の制限を示している。景観計画区域の中でも、特に景観上配慮すべき区域を「景観計画重点区域」として定めることとしており、現在歴史・文化遺産が集積する中宇治や白川地域、黄檗地域が指定されている。このほか、景観計画区域内の主要な道路を「景観形成道路」と位置付けて、通りごとの景観形成誘導指針を示している。

表3-2 景観計画区域の概要

地区名称	概要
A: 世界遺産背景地地区	用途地域としては工業地域及び準工業地域があります。
B: 歴史的遺産周辺地区	平等院(世界遺産)、宇治上神社(世界遺産)及び三室戸寺の周辺にあたり、大半が風致地区(高さ制限15m)となっており、他に風致地区のかからない住居系用途地域及び市街化調整区域も含まれます。
C: 宇治橋下流地区	シンボル景観に隣接している風致地区(高さ制限15m)です。
D: 市南北玄関口地区	六地藏は北の玄関口として、大久保は南の玄関口として広域交通ターミナル、商業及び業務施設等が存在しています。
E: 主要幹線道路沿道地区	市内の主要幹線道路である府道京都宇治線、宇治淀線、城陽宇治線、国道24号及び京滋バイパス側道の沿道(道路端から約25m)を対象としています。ただし、B・D地区及び景観計画重点区域内の沿道は除きます。
F: 工業地区	工業地域に指定されている地区を対象としています。ただし、A・E・G地区内にある工業地域は除きます。
G: 市街地・田園・山麓・山間地区	A~F、☆地区以外の地区で、多様な用途地域があるほか、市街化調整区域や都市計画区域外も含まれます。
☆: 重点区域	自然と人々の営み、まちの歴史・文化などにより様々な景観が存続している地域について、宇治市のシンボル景観及び特徴的ゾーン景観として位置づけ、「景観計画重点区域」とします。

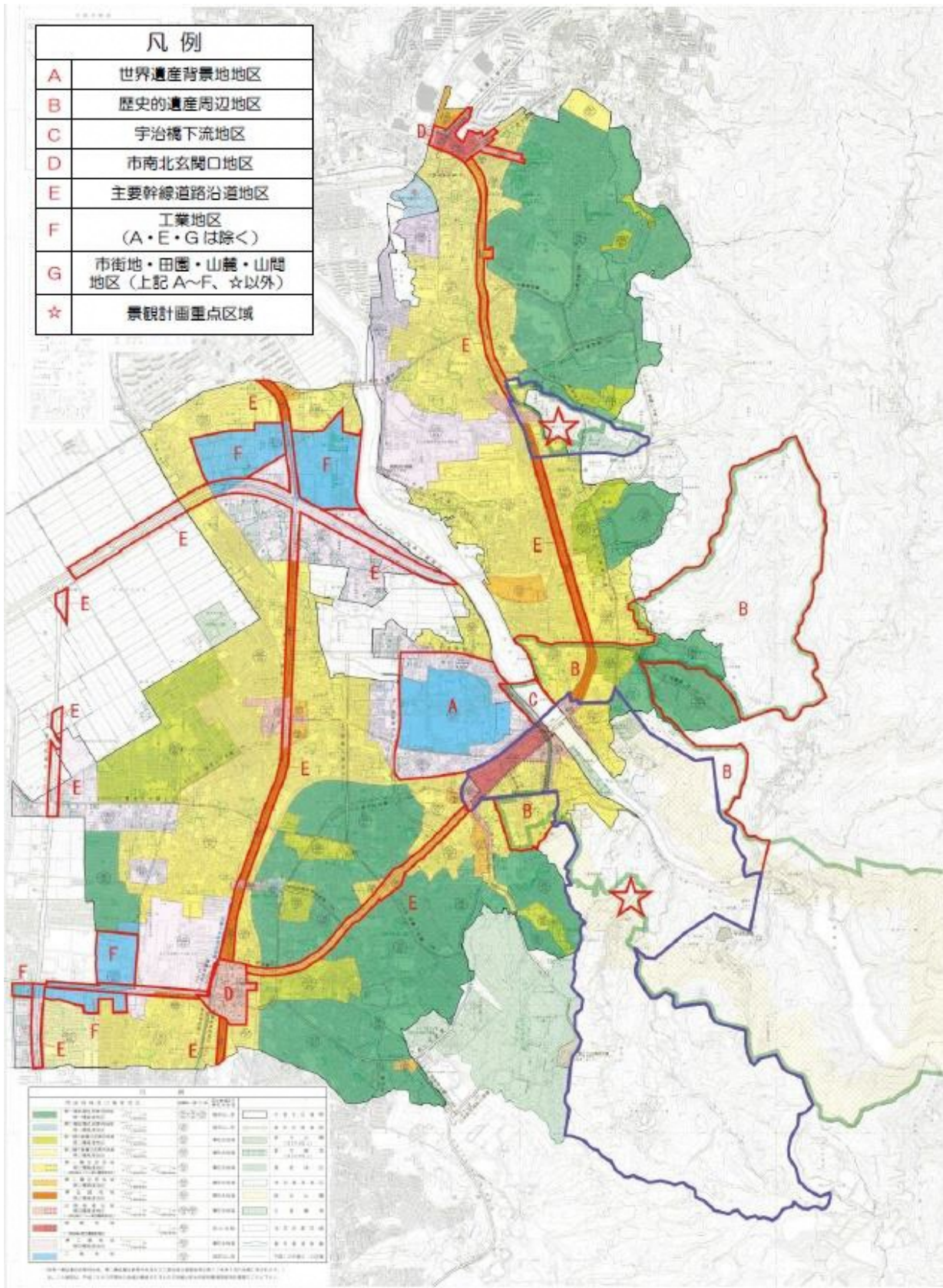


図3-8 景観計画区域図(宇治市景観計画・平成24年(2012)改訂)

2-5 第2次宇治市教育振興基本計画(令和4年度(2022)~15年度(2033))

教育施策の指針となる第2次宇治市教育振興基本計画は、目標年次を令和15年度(2033)に設定し、教育理念として「家庭・学校・地域でささえる宇治のひとづくり・まちづくり」を掲げている。

教育施策の主な課題の1つに「**市民一人ひとりの力で新しい宇治を創る生涯学習環境の充実**」があり、本市の持つ唯一無二の歴史・文化を存分に活用しながら、地域づくりやまちづくりに対する市民の意識を高め、地域の発展に向けて誰もがその力を発揮するような、生涯学習環境を充実していくことが求められている。

学び・教育プランの施策7「**歴史と文化の継承・活用**」では、宇治の歴史や文化を世界に発信し、未来に継承し、歴史資料や伝統文化を保存・活用することで、市民の歴史・文化意識の醸成を目指すために、推進施策と主な取組として「歴史・文化に対する市民の意識向上」、「歴史資料・伝統文化の収集・保存・活用」、「歴史資料館の充実・活用」、「源氏物語ミュージアムの充実・活用」を位置づけている。

2-6 第2期宇治市観光振興計画(令和5年度(2023)~令和15年度(2033))

従来の観光資源に加えて新たな価値や魅力を創出し、宇治市らしさのある観光地を目指すために策定した第2期宇治市観光振興計画は、目標年次を令和15年度(2033)に設定し、基本理念として「**宇治のブランド力を未来に織りなす**」、令和7年度(2025)までの前期アクションプランのコンセプトとして「**新たな時代に輝く宇治の観光まちづくり**」を掲げている。

3つの基本方針を定めており、基本方針1「**宇治を照らす~新たな魅力の発見~**」では、史跡宇治川太閤堤跡や文化的景観など豊富な観光資源をさらに活かす取組とともに、さらなる魅力を発見できる取組を進めることを挙げている。

また、基本方針を基に5つの観光戦略を掲げており、観光戦略2「**豊富な文化観光資源の魅力再発信**」では、宇治茶ブランドの魅力発信強化や社寺等の歴史資源との連携などを位置づけている。

2-7 『「宇治の文化的景観」 文化的景観保存活用計画（書）』（平成21年(2009)策定、令和元年度(2019)追記修正）（策定時は、「宇治市文化的景観保存管理計画」）

「宇治の文化的景観」は、宇治川に代表される自然景観を骨格としながら、重層的に発展した市街地とその周辺に点在する茶園によって構成される、独特の文化的景観として高く評価され、平成21年（2009）2月に重要文化的景観に選定された。

近年の急速な社会変化が、景観だけではなく地域の伝統や風土に由来した文化にも影響を与え、それらが損なわれ、その再生が困難になる可能性を危惧した本市は、文化的景観の有り様を再確認しその継承を図ること、更には個性的で豊かな文化的景観を活かし、住民主体のまちづくりを推進し、地域社会が継承してきた個性を伸ばしつつ持続的に発展することを目指して、重要文化的景観選定の申出を行ったものである。

選定申出に際しては、「宇治の文化的景観」を保存・活用し、継承することを目的として「文化的景観保存管理計画」を策定している。保存管理計画では、文化的景観の保存管理の基本的な考え方を、自然的観点、歴史的観点、社会的観点からそれぞれ示すとともに、整備活用・運営体制に関する基本方針も併せて定めている。特に、整備活用面においては、宇治の空間に配置される様々な文化的景観構成要素が、互い関連し融合していることを体感できるよう工夫された「**総合的な整備の必要性**」、伝統的木造建築のデザイン的特色を生かした修景整備や積極的な利用と、多様性と賑わいのある通り景観の継承と発展を含んだ「**家屋等の整備活用**」、宇治茶の生産地として茶園から加工までの伝統的技術特性が顕在化でき、高い付加価値を与えることができる場所づくりを目指した「**茶業関係の整備活用**」、宇治地区に残る祭礼や民俗行事に関する支援策や情報発信の検討も含めた「**無形的要素の整備活用**」、の4つの方針を定めている。

すなわち、地域の自然・歴史・社会的文脈を保全しつつ、次世代のまちづくりを考える文化的景観保護の取組は、構成要素として特定された物件の保存管理を実施するだけではなく、宇治地区における街区構造の継承、伝統的な茶業の振興、地域活性化と連動した文化的景観の活用手法の検討など多岐にわたる。このため、総合的な整備活用を効果的に推進する方法として、歴史まちづくり法に基づく本計画や、諸施策との調整・連携を図ることが重要とされている。

2-8 史跡宇治川太閤堤跡保存管理計画（平成23年(2011)策定）

史跡宇治川太閤堤跡は、京都盆地東部に流れ出る宇治川の右岸に、豊臣秀吉によって築造された堤跡であり、平成21年（2009）7月23日付で国の史跡に指定された。

本計画は、史跡宇治川太閤堤跡を適切に管理し後世に継承していくため、史跡の保存管理にかかる方針を定め、またこの史跡を多くの市民が訪れ積極的な活用が進むよう、整備をするにあたってその基本的な方向性を確認するものである。

本計画の整備活用の方針等にもとづいて、当時の護岸の姿を再現するとともに、お茶と宇治のまち歴史公園も整備し、管理運営している。



石出しの再現
（お茶と宇治のまち歴史公園）

2-9 宇治農業振興地域整備計画(平成7年(1995)策定)

本計画は、農業振興のための各種施策を計画的に実施するための総合的な計画として、優良農地の保全、担い手の育成、近代化施設の導入、生産環境の整備・充実を図るものである。

農業上の利用を確保すべき土地である農用地区域として、巨椋池干拓田地区、槇島既成田地区、上村・岡本地区、白川地区、東笠取地区の5地区が指定されている。これらの地区では、水稻、茶を主体として、その他都市近郊の立地を生かした平坦部の野菜、山間部の花木等の園芸作物、特用林産物(椎茸栽培等)及び畜産物を生産している。各地域の実情に即した農業を行い、農業経営の安定を目指すことを農用地等利用の方針に掲げている。

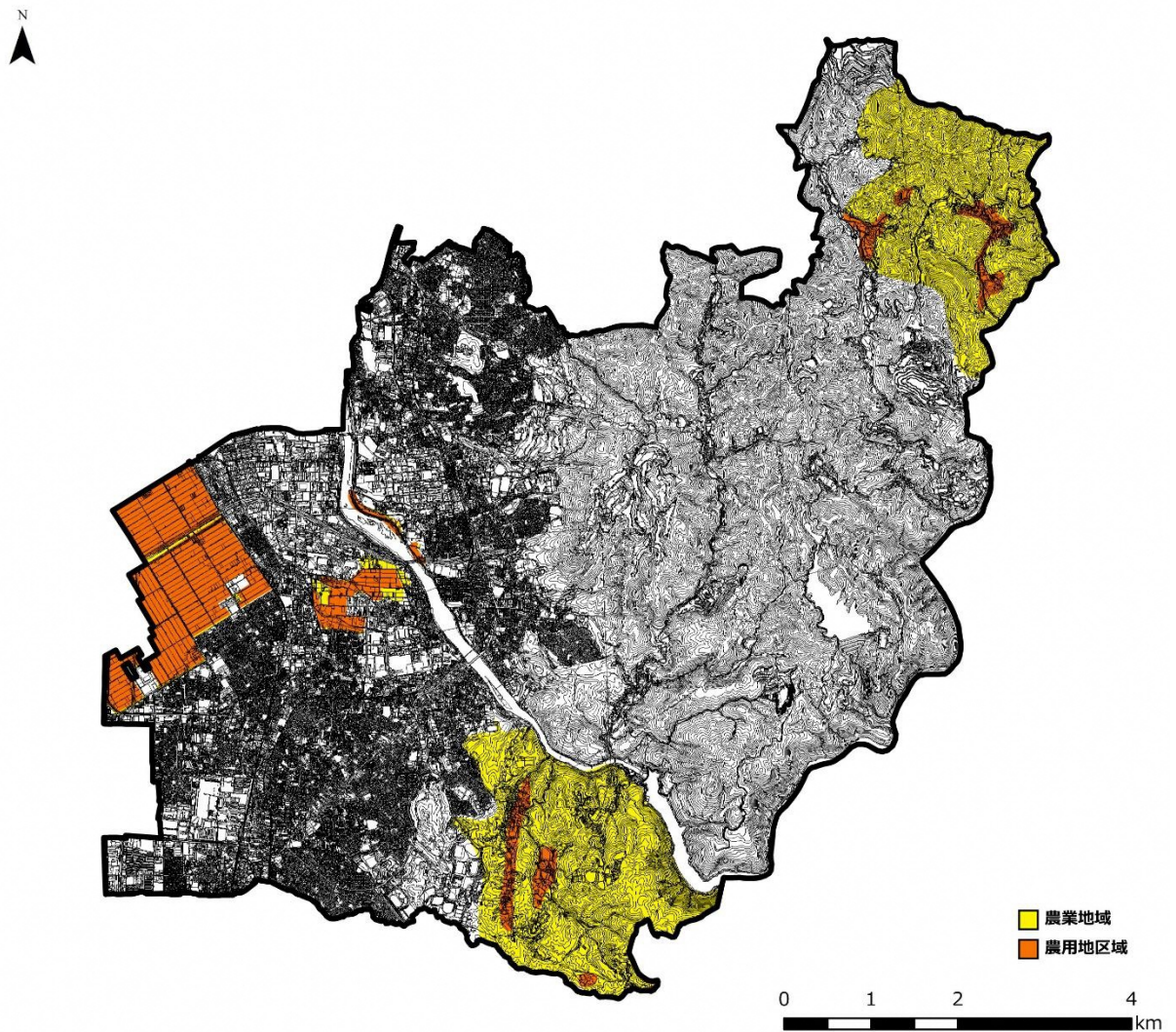


図3-9 農業地域及び農用地区域
(出典：国土数値情報(農業地域・平成27年))

2-10 宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想（平成21年(2009)策定）

世界遺産である平等院や宇治上神社を始めとする歴史・文化遺産が集積している宇治橋周辺地域のまちづくりの推進にあたり、宇治川太閤堤跡の発見と重要文化的景観の選定を契機に、これまでの「源氏物語のまち・宇治」に「太閤秀吉とお茶のまち・宇治」を新たなテーマに加えた、「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想」を策定した。

基本目標を「歴史と文化の風格が漂うお茶のまち・宇治」と定め、まちづくりの方向性を示す基本方針に「1. 宇治の歴史・文化や景観を守り育てるまちづくり」、「2. 来訪者が何度も来たいくなる、潤いと賑わいあふれるまちづくり」、「3. 人々が安心して暮らせる環境に優しいまちづくり」の3項目を定めている。また具体的な取組として、下記の7つの戦略を定めている。

現在、本構想の実現化に向けて、お茶と宇治のまち歴史公園が開園し、周辺道路の整備計画、その他の取組の推進に必要な市民・事業者への支援体制、など各種の検討を進めている。

■まちづくりの推進に向けた戦略

1. 宇治川太閤堤跡の保存・活用と一体となった観光交流拠点の整備を推進する
2. 宇治ならではの茶に関する様々な文化・伝統を更に発展させ、未来に継承する取組を推進する
3. 宇治の景観を守り育てるとともに、まちの賑わいを創出する取組を推進する
4. 公共交通による来訪と徒歩による周遊観光を促進するとともに、宇治へのアクセス向上に向けた取組を推進する
5. 安心して暮らせる地域の生活環境の改善と、環境負荷の小さいまちづくりを推進する
6. 観光滞在時間の増加と観光シーズンの通年化を推進し、観光消費の拡大を図る
7. インターネットやメディアなど、様々な手法を活用した情報発信の充実による宇治のブランド力向上を図る

2-11 「宇治市天ヶ瀬ダムかわまちづくり」計画（平成31年(2019)策定）

本市では、「戦略的な産業活性化の推進」として、歴史遺産、宇治茶、自然・景観等の貴重な財産を活かし、観光振興・地域の活力向上に取り組んでいます。

この取組みを充実させるため、天ヶ瀬ダムを観光資源として有効的に活用し、管理用通路や天ヶ瀬ダム直下に広場を整備することにより市街地との周遊性を向上させるほか、民間事業者にも参画を促し、広場やダム周辺の水辺を活用したイベント等の開催により、観光振興の促進を図ります。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

「1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題」で示した歴史的風致の維持及び向上に関する課題と、「2. 既存計画(上位・関連計画)」で示した上位計画や関連計画を踏まえ、本市の魅力ある歴史的風致の維持及び向上を図るため、本計画の基本方針を定める。

3-1 歴史的風致の認知に関する方針

～宇治の歴史・文化を分かりやすく情報発信する～

宇治市教育委員会による宇治の歴史に関する図書の発刊や、茶業界などによる宇治茶文化の啓発として参加体験型の「市民素人茶香服大会」や「市民茶摘みのつどい」、「宇治茶スタンプラリー」の開催など、歴史や文化を伝える個々の取組は、今後も継続・充実を図る。

更に歴史の重層性や継承される伝統文化を、総合的に広く分かりやすく情報発信する必要がある。近年の調査結果を反映し内容充実を図る。特に、宇治茶の歴史や文化、元来の価値を伝えることで、宇治茶に対する市民意識の向上に努める。

情報発信の機会や場所の提供に関しては、歴史資料館や源氏物語ミュージアム、お茶と宇治のまち歴史公園を活用し、宇治の歴史・文化や宇治茶の情報発信を行う。

3-2 宇治茶や地域の伝統文化の継承に関する方針

～伝統文化・伝統行事の継承と振興を図る～

本市には茶の栽培、加工において独特の伝統文化があり、これまでも茶業の継続、品質向上のため、新規茶園への支援や品評会の開催支援などの取組が行われている。今後もこれらの取組を推奨し、宇治茶発祥の地としての歴史と伝統文化の継承を図りつつ、お茶と宇治のまち歴史公園及びお茶と宇治のまち交流館(愛称:茶づな)等を活用して、宇治茶ブランドの向上に努めることで、茶業の振興を図る。特に本質の技術については、文化財的な価値を調査・検証し、継承を図る。

また地域に根ざした伝統行事は、地域コミュニティを維持する重要な役割を果たしており、「宇治学」などの推進によって、住民の関心と意識を高めるよう周知を図る。また、市民主体での学習や取組を推奨し、担い手育成に努める。特に大幣神事と白山神社の祭礼については、文化財的な価値を調査・検証し、その他の伝統行事についても記録作成等を検討し、保存活動に努める。

3-3 歴史・文化遺産に関する方針

～多様な歴史的遺産の保存・活用を推進する～

市内に数多く存在する未指定の歴史的かつ文化的価値を有するものについては、調査・検証により積極的に文化財指定を行い、既存の指定文化財とともに保存と活用を推進する。また市民による身近な歴史・文化遺産の掘り起こしと活用のため、市独自制度の検討を行い、文化財に対する再認識と再構築を図り、文化財を支える社会的環境づくりに取り組む。

近年、観光振興と併せた文化財活用として、夜間ライトアップや音楽イベントの開催などが行われており、このような取組を推奨し、更なる活用の検討を行い推進する。

宇治市には市の歴史を物語る様々な記念物があり、価値の高い記念物を後世に継承していくために調査・検証を進める。また、保存活用計画の策定を進めて、計画的な保存や活用、整備を進める。

3-4 景観に関する方針

～宇治らしい景観の保全・修景を図る～

宇治らしい景観の保全と形成のため、景観計画の策定、修景助成、屋外広告物助成など様々な景観政策に取り組んでいる。これにより、市民意識の向上や景観保全、景観誘導を促しており、今後も継続してこの取組を推進する。

併せて「宇治の文化的景観」の整備計画に基づき、宇治の歴史的特色を活かした修景整備や、茶業関連の家屋等の整備活用を推進するとともに、街路景観と一体をなす祭礼や民俗行事などの無形的要素に関する支援策や情報発信なども含めた、宇治らしい景観づくりを検討する。特に中宇治に関しては、無電柱化事業を推進するとともに、所有者と協力して家屋や屋外広告物等の修景整備事業を推進し、多様性と賑わいのある通り景観の継承・発展に努める。

3-5 観光振興に関する方針

～歴史のまちにふさわしい観光振興を図る～

本市の歴史的風致の維持向上には来訪者の賑わいは不可欠であり、今後も宇治に人が訪れ続けるよう、歴史・文化遺産を活かした新たな観光コンテンツの発見や魅力の再発進により、かつての旅人が様々な資源を散策したように、まち全体を楽しむ参加体験型の観光振興を図る。

近年の観光客の多様なニーズに対応しかつ円滑なおもてなしが図れるように、関係団体・大学・企業・市民等と連携しながら、案内・見学方法の充実、宇治ならではの参加体験型の企画開発、時間のうつろいを感じられる観光の推進、伝統的文化の保存・継承など、多様な施策を検討し取り組むものとする。

このほか、まち全体の観光振興を促すために、周遊性の向上を進めるとともに、歩道整備など安心して快適に観光できる環境の整備を行う。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実現に向けては、歴史まちづくり法で位置付けられている「宇治市歴史的風致維持向上協議会」において、事業の進捗管理や追加・変更の検討、事業実施者との連絡調整について行うこととする。

その取りまとめを行う事務局は、宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課が行う。歴史まちづくり推進課は、平成21年度(2009)にまちづくり行政(都市整備部)と文化財保護行政(教育部)の一元的な展開を推進するため、新たに創設した課であり、今後も歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する役割を担う。

なお宇治市の歴史的風致を維持向上していくためには、歴史、文化、観光、茶業、都市整備、教育等の多岐にわたる分野との連携が重要であり、庁内関係各課で推進及び調整する「宇治市歴史まちづくり推進調整会議」を設置し、円滑かつ効果的な事業の推進を図ることとした。

また計画を推進するうえでは、計画策定後も市民の意見を取り入れる仕組みを設け、事業の追加・変更を検討し、「宇治市歴史的風致維持向上協議会」に諮るとともに、京都府などの関係部局との連絡調整を行い、宇治市まちづくり審議会、宇治市文化財保護委員会、宇治市文化的景観検討委員会などとの協力や意見照会を行い、変更計画を決定し、計画の実現を図る。

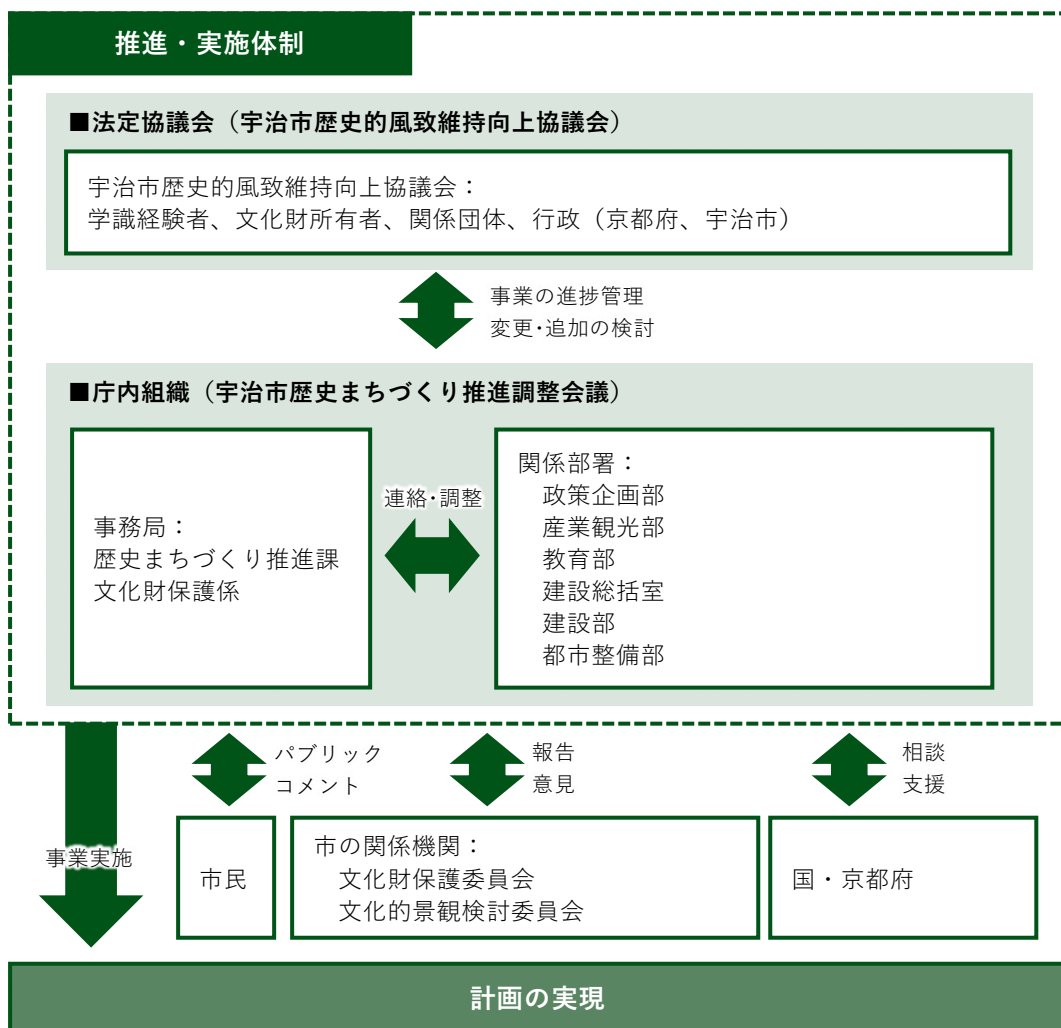


図 3-10 事業の推進・実施体制図

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域

1-1 歴史的風致の分布

宇治には、山紫水明の宇治川周辺に魅せられて訪れる人々の往来と、平安貴族の信仰と感性が生み出した優れた文化遺産、宇治茶の生産と茶に関わる様々な文化的活動、そして伝統的な祭礼行事が一体となって受け継がれ、美しく趣のある風景が伝えられている。

宇治市の維持向上すべき歴史的風致とは、宇治の自然風土と深みのある歴史過程の中で形成された建造物や都市形状を核として、宇治川河畔の参詣や遊覧、茶業や祭礼行事といった歴史的伝統を継承する諸活動が行われる良好な市街地の環境である。

詳細は第2章に掲載しているが、宇治市の維持向上すべき歴史的風致の概略は下記のとおりである。

1.遊覧と参詣 宇治川河畔の歴史的風致		宇治川とその河畔には、平安時代から変わらない自然美を愛で、江戸時代以降に流行った平等院を始めとする社寺参詣や『源氏物語』などにゆかりのある古跡を巡りながら遊覧あるいは、船で遊ぶ人々の風景を今も見ることができる。
2.茶どころ宇治 の歴史的風致	2-1 覆下茶園 の歴史的風致	4月頃、茶園には覆いが施され、独特の茶園景観ができる。茶葉が育つとお茶摘みさんが集まり茶摘みに精を出す。今なお続く、宇治の慌しくも活気づく風景である。
	2-2 お茶屋さん の歴史的風致	室町時代後期以降、天下一の茶を生み出した宇治茶師の技と伝統を継承しつつ、今も多くの人を迎えて商いを続ける茶どころ宇治ならではの風情がある。
3.宇治に伝わる 祭礼の歴史的風致	3-1 大幣神事 の歴史的風致	大幣神事は縣神社の祭礼で、平安時代に由来を持つ三角形街区で「大幣」と呼ばれる大きな御幣で疫神を集めて、宇治川に流して祓うものである。歴史の厚みが、ハレの一時、まちなかに放散されるような風情と賑いを伝えている。
	3-2 離宮祭 の歴史的風致	平安時代、藤原氏の支援を受けて発展した離宮祭は、歴史の激動に翻弄されてきたが、祭礼を担ってきた地域の人々のまとまりは継承され、地域の氏神の祭りに姿を変えながら、今も守られている。
	3-3 白川白山神社 の歴史的風致	白川には、平安時代に創建された金色院の神事が、寺院廃絶後も地域の人々によって白山神社の祭礼として守り伝えられており、谷里景観と相まって、趣のある歴史的な風情を今も見ることができる。

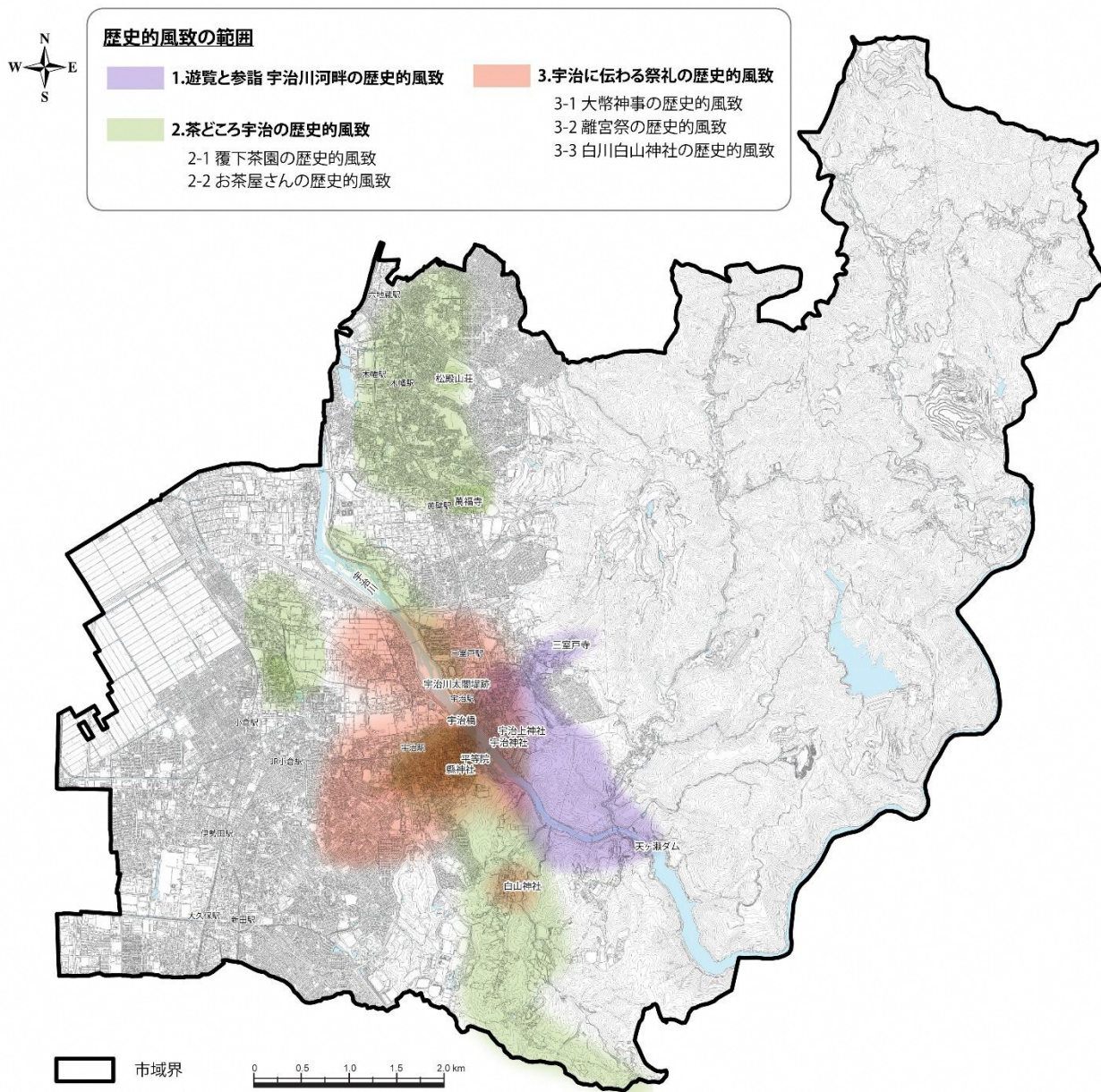


図 4 - 1 宇治市の維持向上すべき歴史的風致の範囲

1-2 重点区域の考え方

重点区域とは、重要文化財等の土地及びその周辺の土地の区域であり、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要な区域である。

第1期計画では、歴史的層性のある市街地の景観保全、伝統的な茶栽培や製茶技術の継承者の減少、祭礼行事に対する住民意識の希薄化、観光シーズン中の交通問題などを課題としてあげていた。そこで、国の指定文化財をはじめ文化財が集積し、かつ本市の歴史的風致が重なる地域の中で、各種施策を重点的かつ一体的に推進する必要性の高い区域を、重点区域「宇治・白川歴史的風致重点区域」として設定した。重点区域では、お茶と宇治のまち歴史公園の整備、無電柱化や修景助成などの景観保全などの事業を進めて、歴史的風致の維持向上に向けて、一定の成果をあげてきた。

しかし、第1期計画の重点区域以外にも、歴史的風致が形成されていながらも、歴史的建造物の保全・活用や歴史的風致の維持向上に向けた取り組みが必要な地域がある。

そこで、「遊覧と参詣宇治川河畔の歴史的風致」、「茶どころ宇治の歴史的風致」、「宇治に伝わる祭礼の歴史的風致」の3つの歴史的風致が分布している範囲の中で、歴史的建造物や拠点施設等を有機的に繋げていくための整備・活用や第1期計画で整備した施設を活かしたソフト事業の展開、未指定文化財等の継承に向けた人材育成など、歴史的風致の維持向上に向けた取り組みが必要とされる区域を重点区域として設定する。

なお重点区域は、本計画を推進する中で歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する更なる範囲が生じた場合などに随時見直すものとする。

1-3 重点区域の位置

重点区域は、宇治橋周辺と白川地区を含んだ範囲を基本とする。宇治橋周辺地区は、近世から賑わう観光地であり、また茶業や祭礼行事といった伝統的な諸活動が行われている。またこの宇治橋周辺と歴史的関わりが深く、宇治茶の生産を支えるのが白川地区である。

重点区域は、以下の要素を含む範囲とする。

①遊覧と参詣 宇治川河畔の歴史的風致

- ・ 平等院（国宝平等院鳳凰堂や史跡・名勝平等院庭園など数多くの文化財を有する）
- ・ 宇治上神社（国宝の本殿、拝殿などを有する）
- ・ 宇治神社（重要文化財の本殿などを有する）
- ・ 三室戸寺（境内に重要文化財十八神社を有する）
- ・ 浮島十三重塔（重要文化財）
- ・ 平安時代からの遊覧と参詣の場である宇治川河畔

②茶どころ宇治の歴史的風致

- ・ 史跡宇治川太閤堤跡
- ・ 茶業に関する歴史的建造物（寺川家土蔵、上林家住宅、中村藤吉本店など）

③宇治に伝わる祭礼の歴史的風致

- ・ 縣神社（大幣神事に関する建造物）
- ・ 宇治上神社（国宝の本殿、拝殿などを有する）
- ・ 宇治神社（重要文化財の本殿などを有する）
- ・ 白山神社（重要文化財の拝殿などを有する）

④全ての歴史的風致に関連する重要文化的景観選定地

重点区域の具体的な境界設定は、本市の景観施策等と整合・連携を図り、景観計画重点区域の区域界、普通風致地区の区域界等により定める。

名称：宇治・白川歴史的風致重点区域
面積：522.2ha

1-4 重点区域の区域

宇治・白川歴史的風致重点区域の区域は、以下のとおりである。

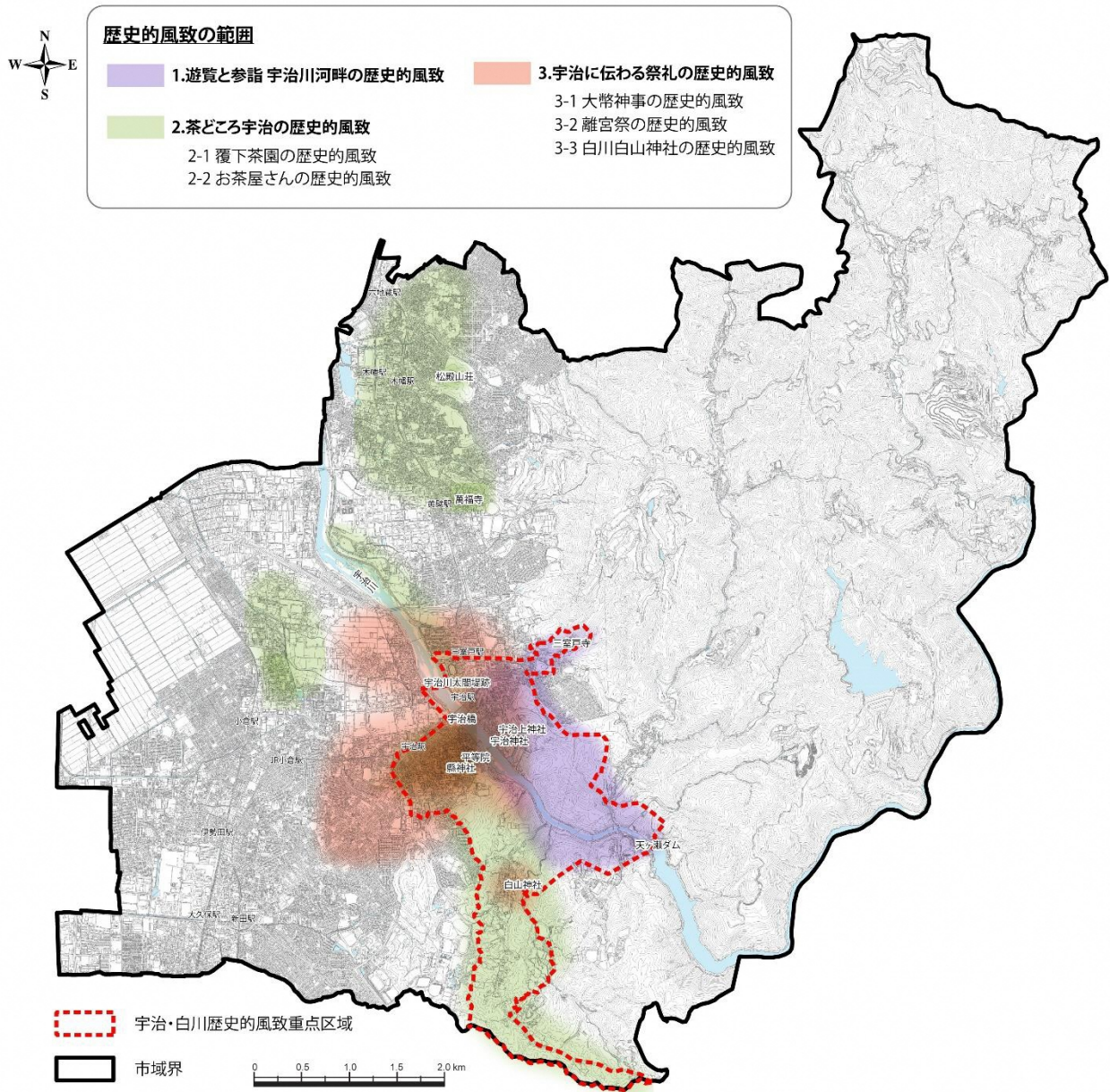


図4-2 重点区域の位置

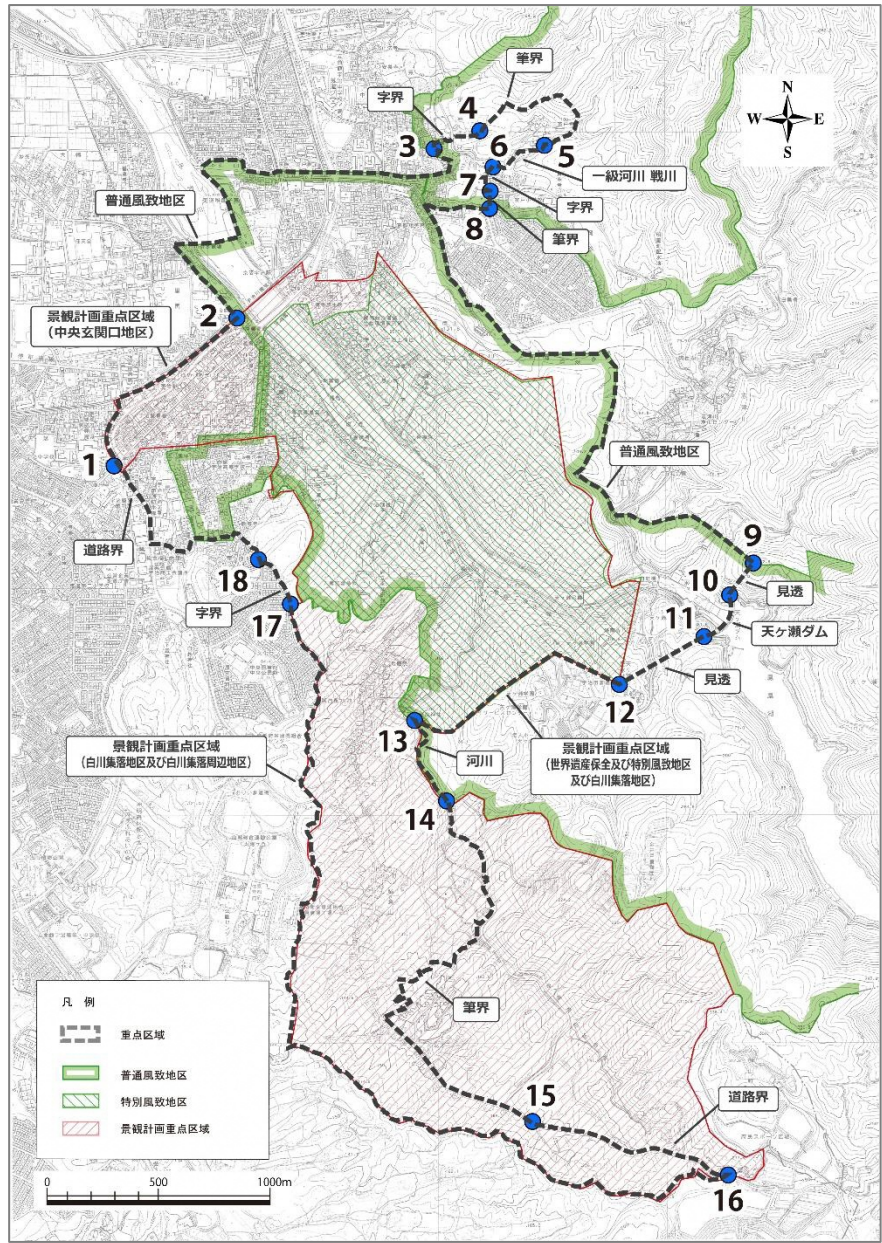


図 4 - 3 宇治・白川歴史的風致重点区域の境界設定

表 4 - 1 宇治・白川歴史的風致重点区域の境界設定

区域番号	境界	区域番号	境界
1～2	景観計画重点区域 (中央玄関口地区)	11～12	見透
2～3	普通風致地区	12～13	景観計画重点区域 (世界遺産保全及び特別風致地区及び白川集落地区)
3～4	字界		
4～5	筆界	13～14	河川
5～6	一級河川 戦川	14～15	筆界
6～7	字界	15～16	道路界
7～8	筆界	16～17	景観計画重点区域 (白川集落地区及び白川集落周辺地区)
8～9	普通風致地区		
9～10	見透	17～18	字界
10～11	天ヶ瀬ダム	18～1	道路界

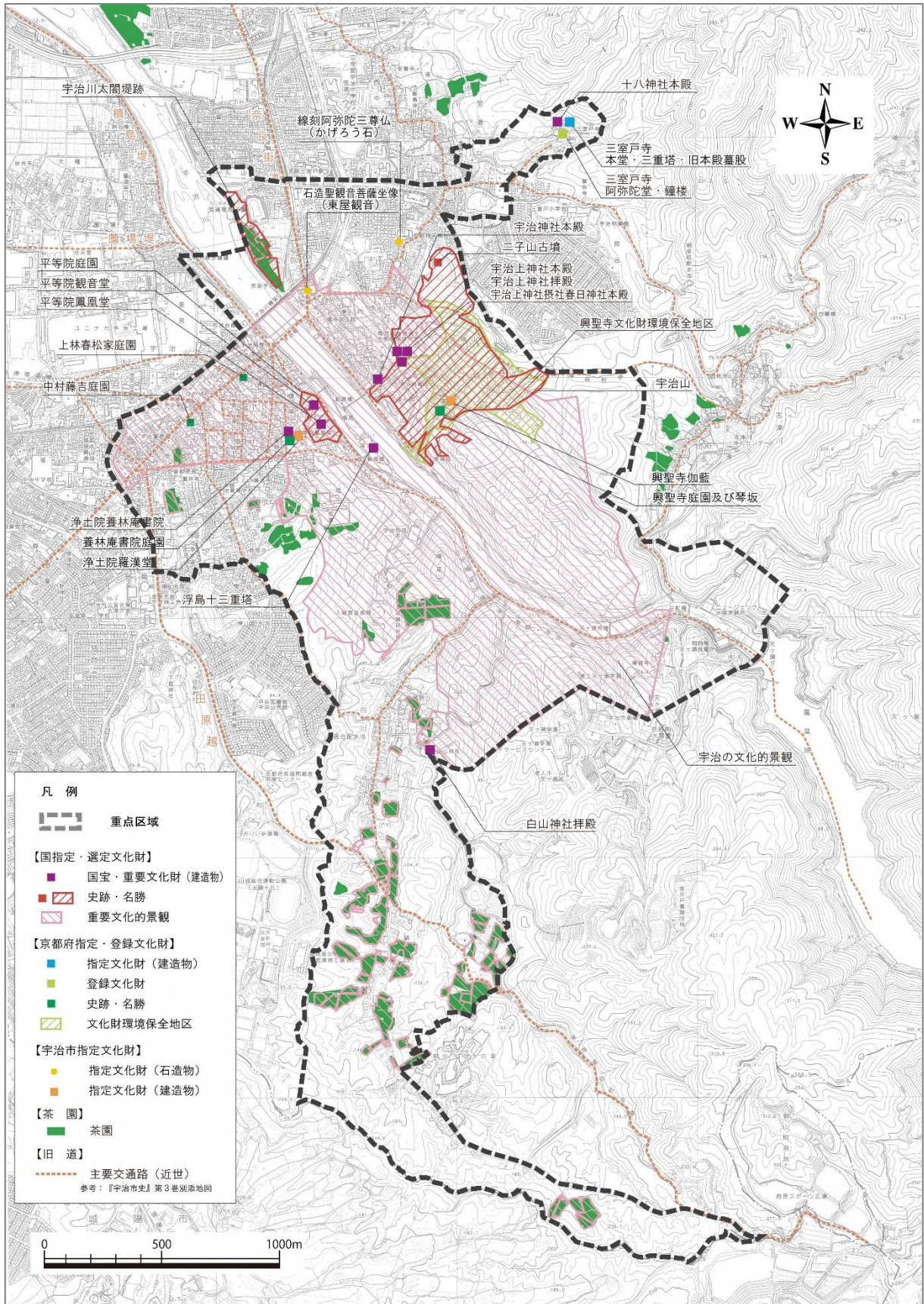


図4-4 宇治・白川歴史的風致重点区域における文化財と茶園等の分布状況

2. 重点区域の設定の効果

宇治・白川歴史的風致重点区域は、本市の維持向上すべき歴史的風致が重層的に存在する地域である。また本市の各種上位・関連計画等においても、まちづくりにおける中核拠点としての役割と同時に、多くの市民や来訪者が訪れる歴史・文化の中心的役割が位置付けられている。

従って当該区域において、歴史的風致の維持向上の取組として、文化財整備や関連する施設整備、周辺道路の整備を実施するとともに、ソフト施策を展開していくものとする。

重点区域において、歴史的風致の維持向上に寄与する施策を重点的かつ一体的に推進することで、多くの市民や来訪者に対して、宇治の歴史・文化の理解が一層深まると期待できる。また宇治の歴史・文化を再認識するきっかけを与えるとともに、地域住民自らが歴史的風致の担い手であるという認識を高め、宇治の個性や魅力を継承するまちづくりの活性化が期待される。

更には市域全体にみられる各地域の伝統行事や宇治茶文化に関する歴史的風致の維持向上への波及効果も期待でき、多くの市民が地域に誇りと愛着を感じることで「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」の創造へとつながるものである。

3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

3-1 都市計画法に基づく施策

本市は、全面積 6,754ha のうち、約 2/3 にあたる 4,654ha（市街化区域 2,220ha、市街化調整区域 2,434ha）が都市計画区域に指定されている。本計画の重点区域は、宇治橋周辺が市街化区域、白川地区が市街化調整区域である。本計画の重点区域の市街化区域には高度地区や風致地区が指定され、建築物の高さの制限が行われており、今後も引き続き良好な市街地環境の保全を図っていく。

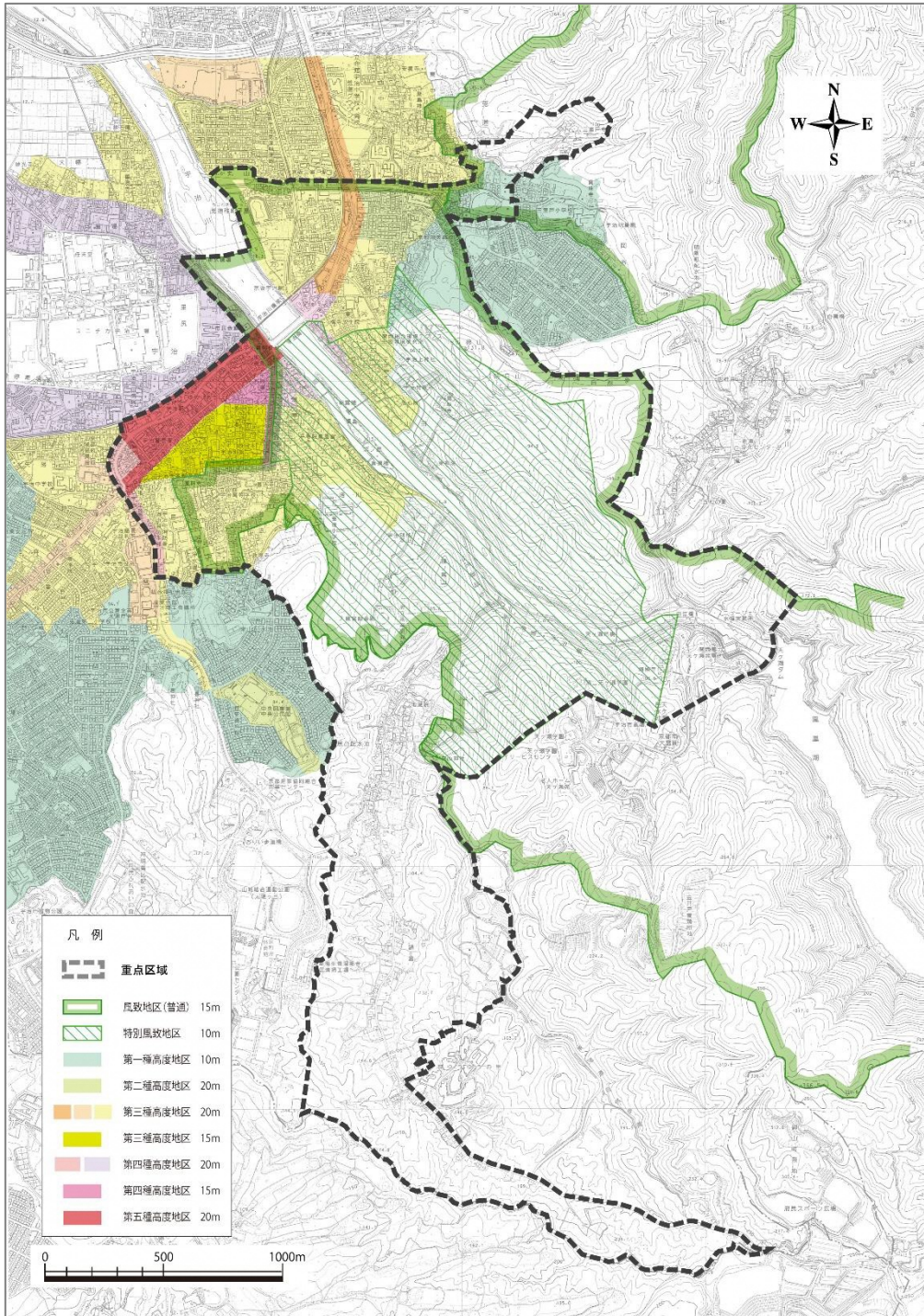


図4-5 宇治・白川歴史的風致重点区域における風致地区・高度地区の設定状況

(1) 高度地区

本計画の重点区域においては、用途地域に応じてそれぞれ高度地区が設定されている。特に、商業地域、近隣商業地域・第1種住居地域において、平成18年(2006)1月に景観保全を目的に高度地区の変更が行われた。高さ規制が定められていなかった商業地域に対しては、建築物等の高さを20m以下に制限する高度地区を指定し、高さ規制20mの近隣商業地域・第1種住居地域に対しては、15m以下に制限する高度地区を指定した。

(2) 風致地区

本計画の重点区域には、特別風致地区(宇治特別風致地区、高さ規制10m)と普通風致地区(宇治風致地区・三室戸風致地区、高さ規制15m)があり、建築物や工作物の建築等、又は宅地の造成、その他の行為について必要な規制を行い、良好な住環境を守るとともに、観光資源としての自然環境も維持に努めている。

また特別風致地区の範囲は、世界遺産におけるバッファゾーン(緩衝地帯:構成資産の周辺環境を保護するための範囲)としても位置付けられている。

3-2 景観法に基づく施策(宇治市景観計画)

本市ではめぐまれた歴史的環境と豊かで美しい自然と調和したふるさと宇治の景観を保全し、市民とともに快適でうおいのある景観づくりをすすめていくために、平成20年(2008)4月に「宇治市景観計画」を策定している(平成24年(2012)12月改定)。「宇治市景観計画」では宇治市全域を「景観計画区域」に位置付け、8つの区域(「世界遺産背景地地区」、「歴史的遺産周辺地区」、「宇治橋下流地区」、「市南北玄関口地区」、「主要幹線道路沿道地区」、「工業地区」、「市街地・田園・山麓・山間地区」、「重点区域」)に分けて、それぞれの地域特性に応じた景観形成に努めることとしている。

このうち特に景観に配慮すべき景観計画重点区域として、歴史・文化的資源が集積する中宇治・白川地域及び黄檗地域が指定されている。景観計画重点区域内は7つの重点地区に区分され、地域の特性に応じて建築物等の意匠・形態、色彩、緑化などにかかる行為の制限を行っている。これらのうち5つの重点地区が、宇治・白川歴史的風致重点区域に含まれている。

また景観計画重点区域では、主要な道路を景観形成道路として位置付け、その通りごとに特色のある景観形成に努めている。

表4-1 宇治・白川歴史的風致重点区域に含まれる景観計画重点地区の概要

重点地区の名称	概要
重点地区1: 中央玄関口地区	用途地域としては商業地域、近隣商業地域があります。
重点地区2: 世界遺産周辺地区	平等院(世界遺産)、宇治上神社(世界遺産)周辺にあたり、大半が風致地区(高さ制限15m)となっています。
重点地区3: 世界遺産保全及び特別風致地区	世界遺産の平等院と宇治上神社を囲む市のシンボル景観ゾーンにあり特別風致地区(高さ制限10m)と風致地区(高さ制限15m)で構成されています。
重点地区4: 白川集落地区	寺跡による棚田状の田畑や段丘状の茶畑と周辺集落、それを取り囲む里山が一体となった景観を形成しています。
重点地区5: 白川集落周辺地区	覆下栽培などの茶畑を有し、沿道には製茶工場等が立地しています。

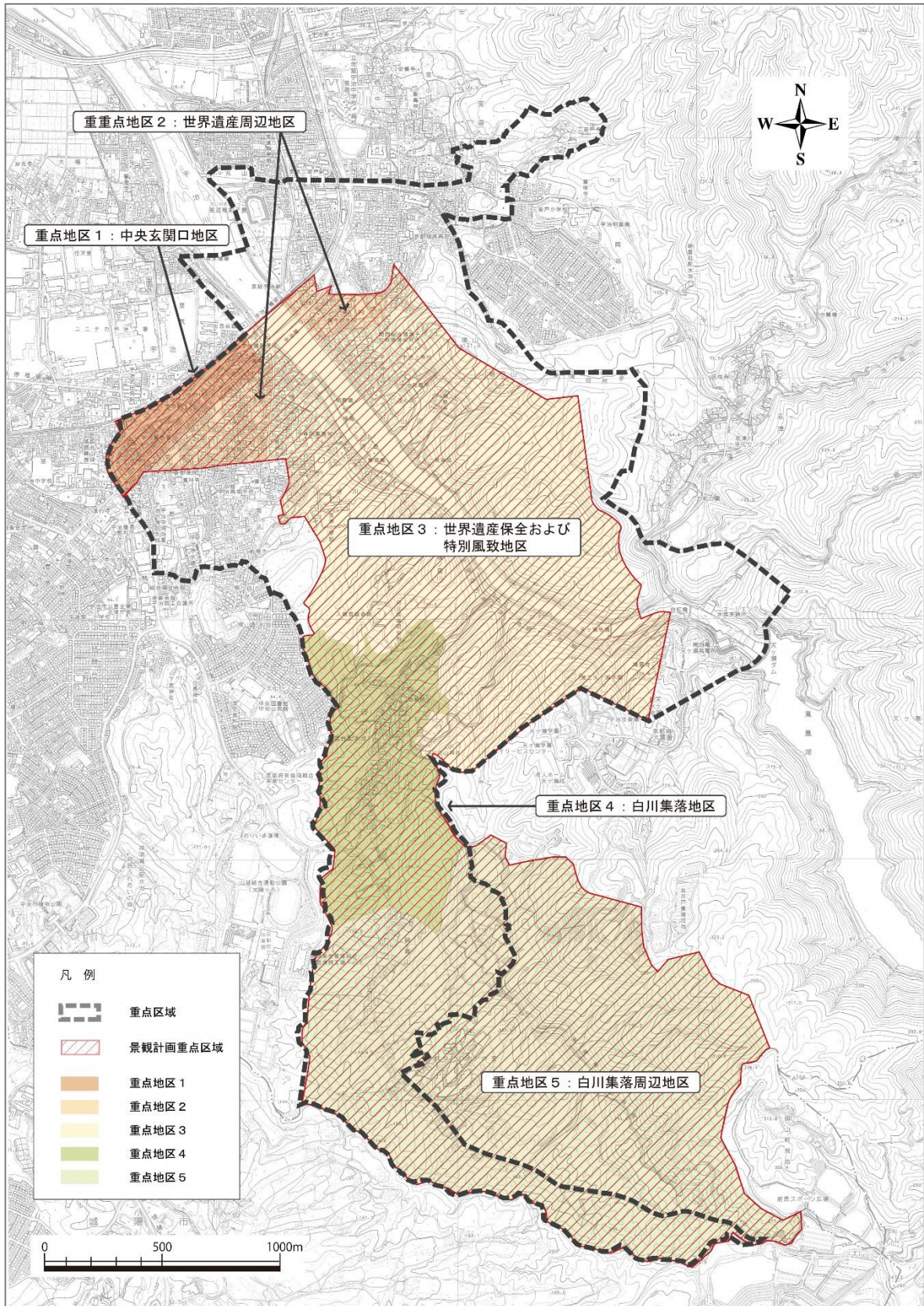


図4-6 宇治・白川歴史的風致重点区域における景観計画重点区域の設定状況

3-3 屋外広告物法に基づく施策(宇治市屋外広告物条例)

宇治市景観計画を遵守し、宇治市らしい良好な景観への誘導を図るため、平成22年(2010)9月「宇治市屋外広告物条例」を施行し、市全域で一定規模以上の屋外広告物を新たに表示・掲出する場合や意匠を変更する場合は、宇治市長の許可が必要となるとともに、条例に違反した屋外広告物の施工業者に対する措置や違反広告物に対する公表等の指導を強化している。

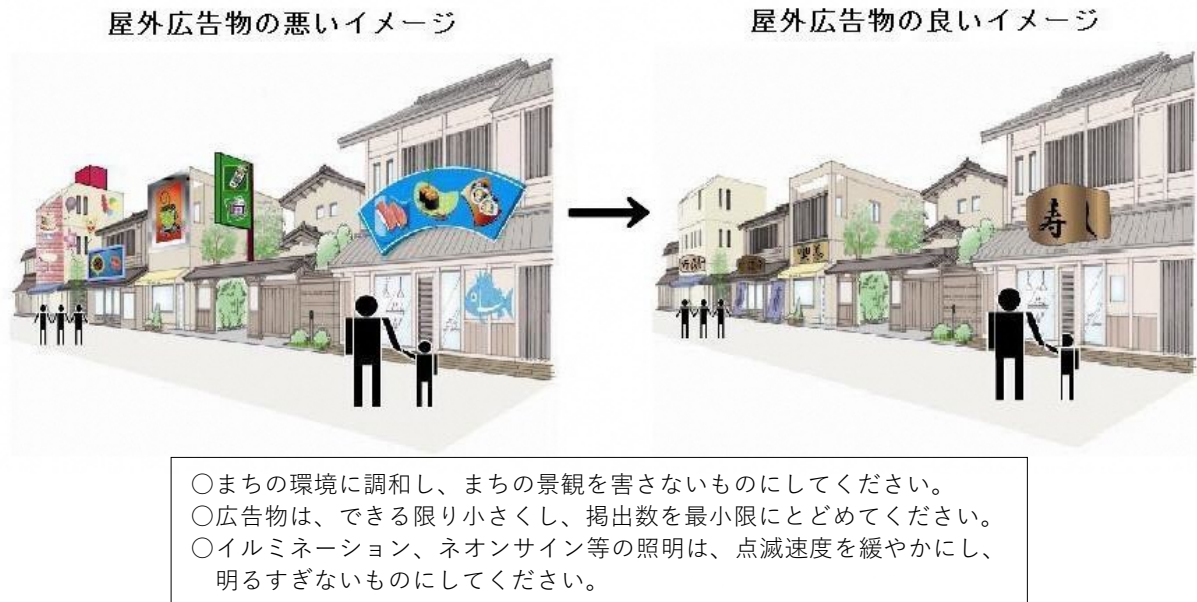


図4-7 屋外広告物の誘導イメージ

3-4 文化財保護法に基づく施策(重要文化的景観、史跡、名勝)

重点区域には、平成20年(2008)に「宇治の文化的景観」として重要文化的景観に選定された区域(宇治地区)が含まれている。選定区域内には、文化的景観の重要な構成要素として特定された物件が13種類91件あり、このうち文化庁への現状変更の届出の対象となる家屋が10件含まれており、現状変更等のある場合は事前に宇治市と所有者との協議を要するものとしている。届出の対象としない重要な構成要素についても、文化庁への現状等の報告案件となるため、事前に所有者が宇治市に対して協議あるいは通知等を行うものとしている。

現在は、重要文化的景観「宇治の文化的景観」整備計画Iで定めた基本的な考え方のもと、重要な構成要素に特定された物件を対象に、所有者等の協力を得て整備活用の具体的な方策を進めている。

また本計画の重点区域内である白川地区については、現在保存調査を実施中であり、文化的景観の範囲の追加拡大を図り、文化財としての保護の対象範囲を広げる計画としている。このように重点区域における歴史的風致を形成する建造物や茶園等の継承は、今後も文化的景観の保護と一体となって取り組むものとしている。

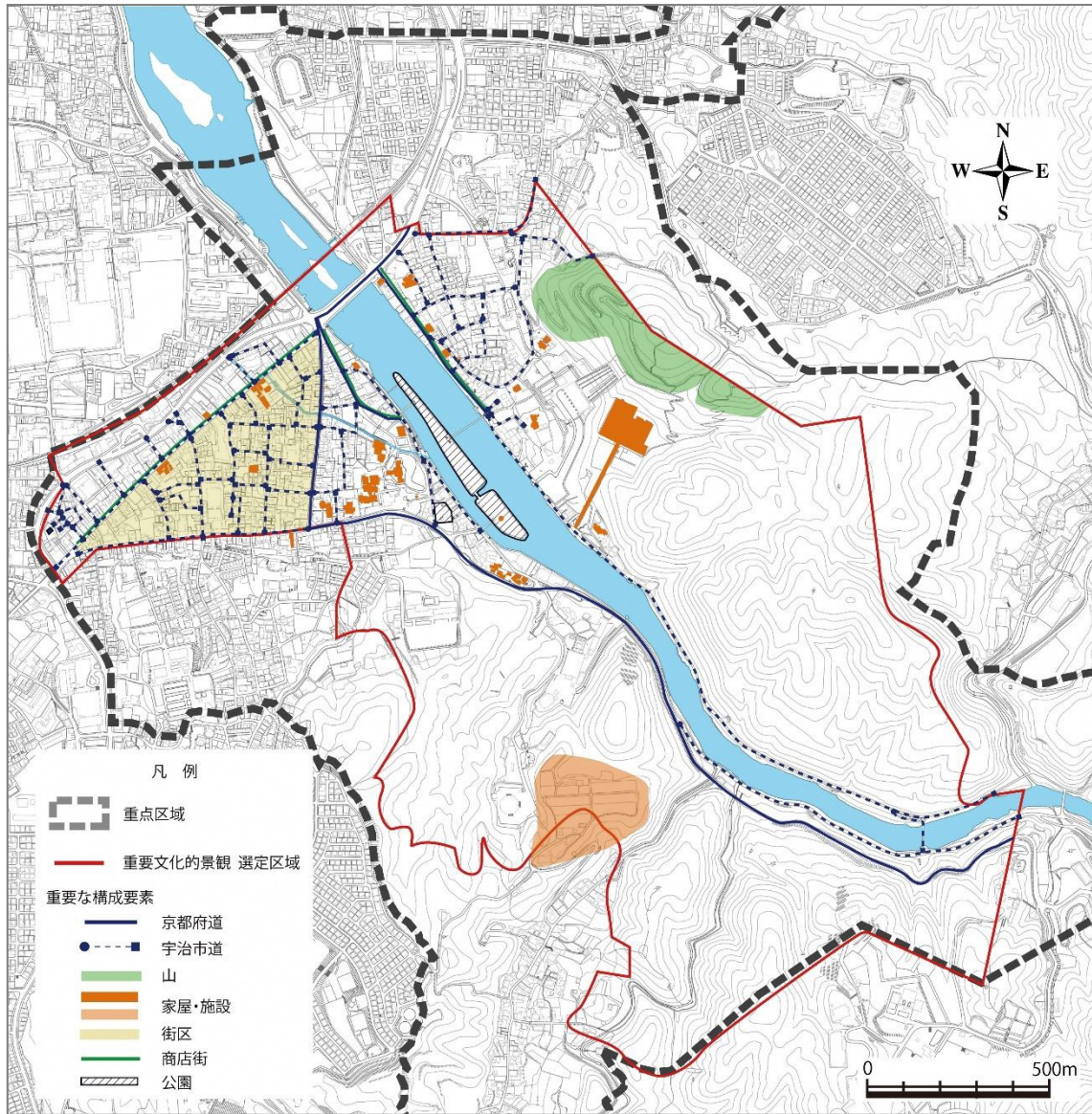


図4-8 重要文化的景観の範囲と重要な構成要素の位置図

3-5 自然公園法に基づく施策(琵琶湖国定公園)

琵琶湖を源とする宇治川を中心に、兩岸の山地等を含めた一帯の883haが、琵琶湖国定公園に指定されている。本計画の重点区域には、特別地域(第2種及び第3種)に指定された区域が含まれている。急峻な地形の山々からなる優れた溪谷美を維持し、適正な利用を行うために、一定の開発行為等について京都府の許可が必要となっている。

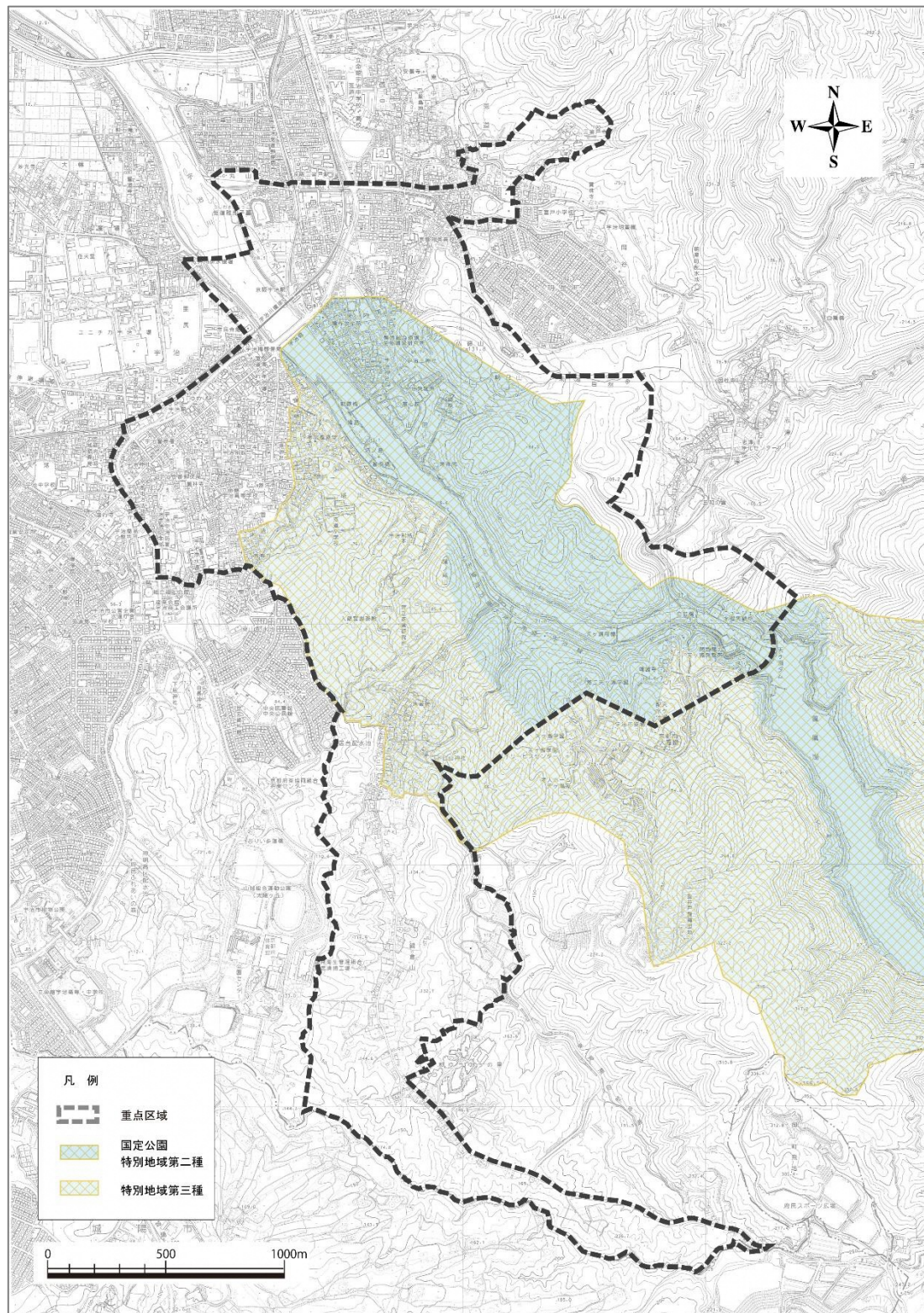


図4-9 国定公園の設定状況

3-6 農業振興地域の整備に関する法律に基づく施策（農業振興地域）

宇治市では、平成7年(1995)に宇治農業振興地域整備計画を作成し、農業振興のための各種施策を実施している。

市内における農業振興地域の農用地区域のうち、白川地区が宇治・白川歴史的風致重点区域に含まれる。白川地区には「茶どころ宇治の歴史的風致」を形成している重要な要素である茶園が広く分布しており、優良農地として農業経営の安定化を進めることで歴史的風致の維持向上を図る。

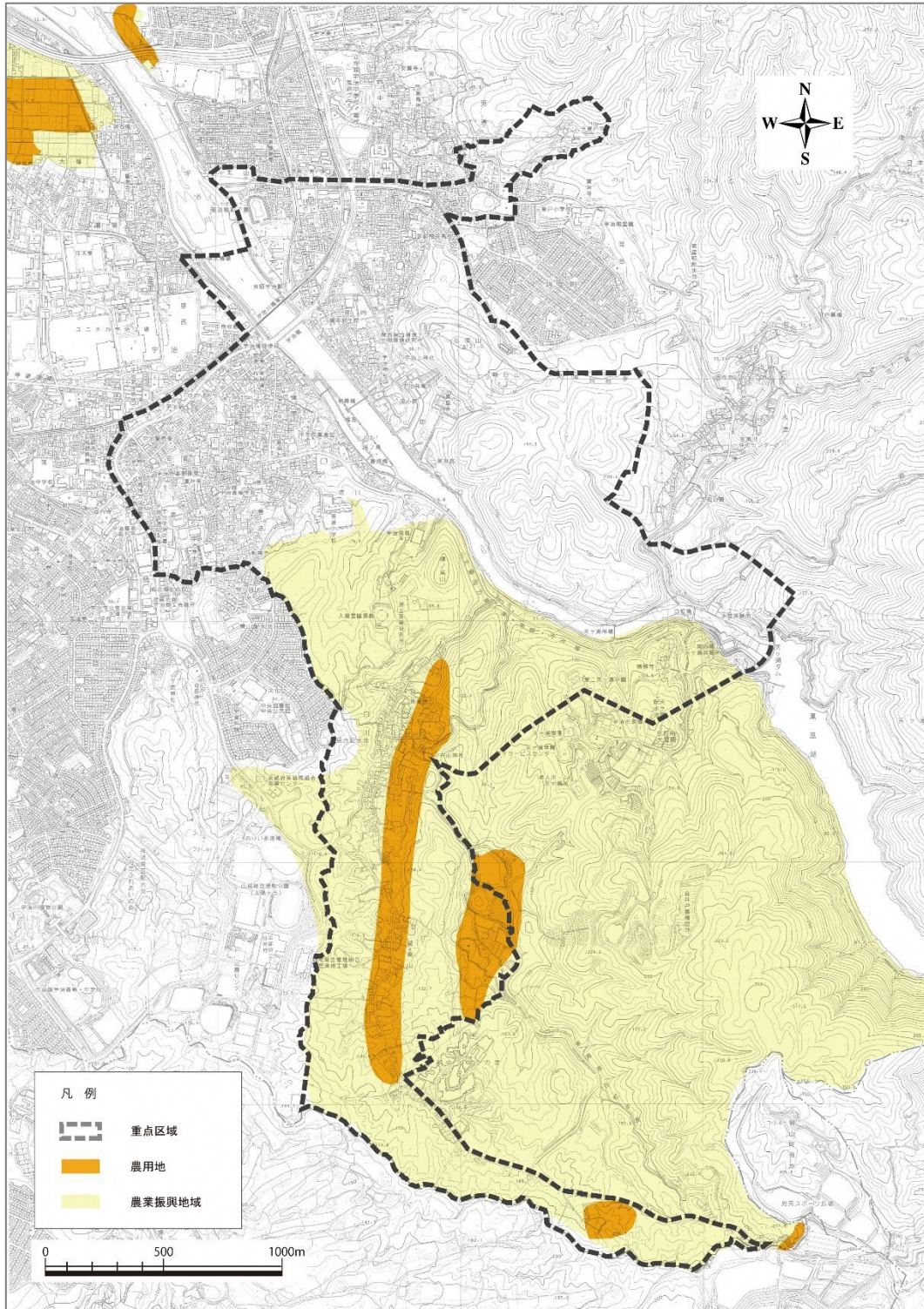


図4-10 宇治・白川歴史的風致重点区域における農業振興地域の設定状況

3-7 その他独自条例に基づく施策(宇治市まちづくり・景観条例)

宇治市では、平成20年度(2008)に施行した宇治市まちづくり・景観条例において、「地区まちづくり協議会」の認定制度を定めている。住民主体による、当該地区内の良好な居住環境の整備および景観の形成を図るための団体を設立し、地区まちづくり協議会として、市長の認定を受けることができる。

宇治・白川歴史的風致重点区域においては、「白川区まちづくり協議会」、「志津川地区まちづくり協議会」、「平等院表参道まちづくり協議会」が発足・認定されている。白川地区では、良好な景観形成、金色院跡などの文化財保護や活用、茶業振興等について住民自ら主体的に考え、話し合える場を作り、地域主体のまちづくりの活動が行われている。

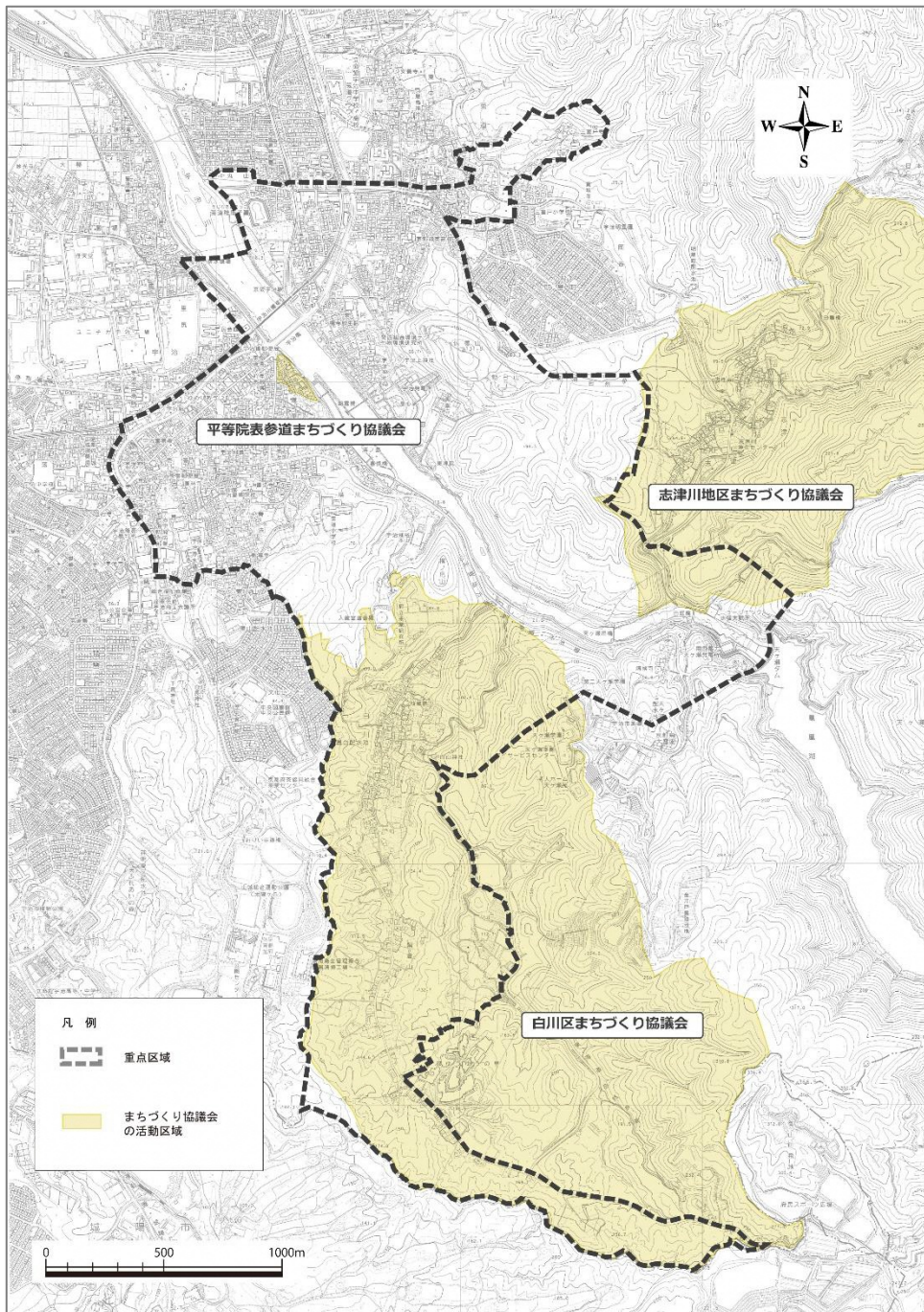


図4-11 宇治・白川歴史的風致重点区域におけるまちづくり協議会の設定状況

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 市全体に関する事項

1-1 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市は古くからの歴史と文化に恵まれたところであり、各時代の貴重な文化財が多数所在している。これらの文化財は、地域の風土や生活と密接に関わって継承されてきたもので、本市の個性を表わす原点であるとともに、土地の歴史・文化を理解するために欠くことのできない要素である。言い換えると、文化財は、本市が未来に向かって地域の個性を活かして持続的な発展を遂げていくために、必要不可欠なものといえる。そのため、市内に所在する多様な文化財の継承に努力するとともに、人々にその価値を伝え社会に活かすことで、市民文化の向上や魅力的なまちづくりに寄与するように努めることとする。



文化財保護委員会（専門家）
による現地指導

市域には、令和5年(2023)3月末、143件の文化財が文化財保護法・京都府文化財保護条例・宇治市文化財指定条例により指定されており、これらの文化財所有者・管理者等と連携して、定期的に市域全体の文化財の維持管理の状況把握を行うとともに、計画的に保存修理事業や公開活用事業を推進していくものとする。

更に本市にある未指定文化財の状況把握のために継続的に調査を行い、その保護のために前述の法・条例による文化財指定等を推進するものとする。またこのような希少性・代表性・歴史性を前提とした主要文化財の保護に加え、従来、あまり文化財的視点からは把握してこなかった、市民の身近に伝えられてきた様々な文化遺産や伝統行事に市民の目線から光を当て、市民とともにこれらを未来に継承し豊かな地域文化の創造ができるよう、「文化財保存活用地域計画」の作成についても検討しつつ、新たな制度的工夫についても検討を進める。

以下に文化財類型ごとに保存活用方針を述べる。

①有形文化財（建造物・美術工芸品）

指定文化財のうち有形文化財の件数が最も多く全体の9割近くを占めており、それらの有形文化財のほとんどは、宗教法人が所有・管理している。今後も文化財としての保存管理体制を適切に継続し、適宜修理や公開を行えるように支援に努める。

なお本市ではこれまで文化財建造物に関して主に社寺建築を対象に指定を推進してきたが、近年の調査によって、民家などにも生業の特色を示す独特の建物や歴史的に保護すべき文化財的価値を有する建物が存在することが明らかとなりつつある。このため、今後も建造物の調



美術工芸品の調査

査を継続し、所有者の協力を得ながら指定や登録等による保護を推進する。加えて、文化財建造物に関しては、所有者・管理者が一層円滑にこれらの保存管理と活用が進められるよう「保存活用計画」の策定に関して支援していく。

②無形文化財・民俗文化財

無形文化財や民俗文化財の指定件数は少ない。これは、市内各所の祭礼・行事などの詳細な調査が未実施であることに起因していることから、市内全域でのこれら祭礼・行事の調査や記録作成、市民に対する普及啓発活動に取り組む。これとともに必要に応じて宇治市の文化財指定を行うなど保護の措置を講じ、活動に対する支援に努める。

また、宇治茶の伝統的な技術である本簀について、文化財的な価値の調査・検証を進めていく。

③記念物（史跡・名勝・天然記念物）

宗教法人の管理する名勝庭園については、所有者と協力して現状の良好な景観の維持に努める。また本市が管理する隼上り瓦窯跡（国指定の史跡）と庵寺山古墳（市指定の史跡）は整備が完了し、一般に公開されており、今後も良好な管理を継続する。また、宇治川太閤堤跡（国指定の史跡）についても、土地の公有化完了後に整備を実施し、遺跡の保存と公開活用を推進しており、今後も適切な管理を行う。歴史的価値が高い浄妙寺跡、松殿跡、白川金色院跡などの平安期藤原氏関係遺跡については調査を推進する。また市内に残された数少ない古墳や古代寺院跡についても、必要に応じて宇治市の文化財指定を行うなど保護の措置を講じるものとする。

名勝宇治山については保存活用計画を策定し、計画的な保存・活用を進める。また宇治古墳群のうち未指定のものについては、追加指定を行うとともに、保存活用計画の策定を進めていく。

④重要文化的景観

現在は宇治地区を中心とした範囲が、重要文化的景観に選定されており、保存計画に従って適切な保存管理を推進する。加えて、文化的景観の価値の一層の向上を目指して白川地区・黄檗地区への範囲拡大の取組を進める。

1-2 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財建造物等については、文化財保護法等の関係法令に基づき適切な保存が図られるよう、計画的に修理（整備）を実施する。所有者・管理者の日常的な管理や点検により、破損等の早期発見に努めるとともに、修理・修復が必要と認められる場合には、速やかに措置を行うものとする。現状変更を伴う場合は、文化財としての価値を損なうことがないよう所有者等に適切な助言を行うとともに、必要に応じて修理（整備）のための調査を実施し、国（文化庁）、京都府、文化財保護委員会及び専門家等の意見を踏まえて適切な方法をとるものとする。



萬福寺松隠堂（重要文化財）の修理

なお指定等文化財は、現状変更等に対する専門家等の指導・助言をうけるとともに、保存修理や

整備への財政支援に努めるものとする。市内に所在する未指定文化財の修理については、「京都府社寺等文化資料保全補助金」や「文化財を守り伝える京都府基金等事業費補助金」を活用するとともに、本市も補助することによって所有者の負担軽減を図ることとする。

1-3 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には市内遺跡から出土した考古資料の収納施設として4箇所の仮設収蔵庫と、収蔵・展示施設として宇治市歴史資料館を設置している。宇治市歴史資料館は、主に指定文化財の保管と展示を行っており、文化財の保存・活用の中核的役割を果たす施設として今後も現状の役割を維持しつつ、文化財に関する生涯学習活動等の機会拡充や展示企画の強化、内容の充実に努める。

また、お茶と宇治のまち歴史公園においては、史跡宇治川太閤堤跡の一部整備を行っており、宇治市の歴史文化のみならず史跡の普及啓発を進める。

また市内各所の指定文化財等には既に標柱・説明板等を設置しているが、今後も文化財の理解や周知、見学誘導の観点から、説明板や小規模な休憩施設（ベンチ等）の設置・更新を、景観に配慮しながら順次進めていく。



小学生の体験学習活動
(宇治市歴史資料館)



市内に設置された文化財説明板

1-4 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は多様な要素で構成されており、周辺環境の変化が文化財に大きな影響を与えることが考えられるため、文化財の価値や魅力が損なわれることのないよう保全に努める。

本市では、宇治川を骨格とした美しい自然景観と重層的な歴史が刻まれた類まれなる歴史的環境の保全・継承の重要性から、宇治橋上流部分については、既に昭和初期から都市計画において普通風致地区・特別風致地区の設定を行い、文化財の周辺環境の保全に取り組んできた。また京都府文化財保護条例に基づく文化財環境保全地区が2地区指定されており、今後も文化財建造物と一体となった社寺境内の保全を図るものである。

近年では、平成14年(2002)に施行した「宇治市都市景観条例」に基づいた「宇治市都市景観形成基本計画」を策定し、平成20年(2008)には市民と協働で快適でうらおいのある景観づくりを進めるために、「宇治市良好な居住環境の整備および景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」と景観法に基づく「宇治市景観計画」を定めた。宇治市景観計画では、宇治川や世界遺産の平等院・宇治上神社及びその一帯をシンボル景観と位置付け、また景観計画重点区域には、平等院が所在する中宇治と、白山神社拝殿(重要文化財)が所在する白川地区、萬福寺(重要文化財)が所在する黄檗地区を定めている。今後も引き続き文化財保護と景観保全やまちづくりと連動した施策によって、文化財の周辺環境保全に取り組む。

1-5 文化財の防災に関する方針

本市では「宇治市地域防災計画」を定め、その中に災害時及び震災時における文化財への応急対策を定めて防災業務を行っている。

本市の文化財所有者は、平等院や萬福寺等を除き小規模な社寺が多く、通常無住の神社も多い。また文化財建造物のほとんどは木造のため防火対策が重要で、所有者、消防署・消防団、自主防災組織、地域住民等が連携して防災意識を高め、活動することが望まれる。平成20年(2008)に発足した「宇治市文化財まもり隊」の活動は、文化財に対する保護意識高揚と地域の自主防災活動を促し、火災予防の徹底と災害が発生した場合の被害軽減を図っている。現在17社寺に対し、16の文化財まもり隊が結成されており、所有者や地域住民と共同で防火訓練を行っている。また毎年1月26日に行われる文化財防火デーでは、防火研究会・消防訓練を実施している。



文化財の防火訓練(宇治上神社)

指定文化財に対する防災設備の整備については、自動火災警報装置などの消防設備の設置や修理にあたり事業費を補助するなどして、積極的な設置を所有者等をお願いしており、既に国・府・市指定建造物は、ほぼ自動火災報知設備の設置が完了している。しかし美術工芸品等を所有する社寺等では未設置のところが多く、これらについては防災設備設置への助成を行い、防災事業を進めていく。



消防設備の設置(白山神社拝殿)

このほか美術工芸品等の防犯対策としては、警察と連携を図り、所有者会議等が開催されており、また無住の神社等にある指定文化財については、宇治市歴史資料館に寄託する取組を進めている。

文化財建造物の耐震補強については、文化庁・京都府と連携しながら、事業を進める。

更には指定文化財に留まらず、広く市域に継承されている様々な文化財の防災に関しては、都市防災と連携した検討に取り組む。

文化財の毀損・汚損が発生した際は、被害を最小限に抑え、速やかな復旧を図るため、担当者が迅速に現地を確認し、所有者・関係各所との調整を行う。

1-6 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市の文化財の価値を後世に伝えるため、文化財を活用しながら、内外に広く普及・啓発するための機会の提供に努める。

文化財に親しんでもらうことを目的とした市指定の史跡庵寺山古墳の公開(春・秋の年2回)や小中学生を対象にした文化財見学会、発掘調査報告会、文化的景観フォーラム等を行っており、これらの活動や行事を通じて文化財保護の普及啓発に努める。また、文化財活用の一つとして行われている夜間ライトアップや音楽イベントの開催等の取組は、普段文化財に触れる機会の少ない人々にとって文化財に触れる機会となることから、これらの取組を推奨して、更なる活用の検討を推進する。

このほか、「総合的な学習の時間」を「宇治で学ぶ、宇治を学ぶ、宇治のために学ぶ」という考え方に基づいて実施している「宇治学」において、児童・生徒が宇治の歴史・文化遺産や伝統的な産業など体験的に学習できるようにしており、今後も継続的に郷土教育を進める。

文化財の情報発信については、埋蔵文化財の発掘現場の公開や小学校における出前授業、生涯学習活動推進の一環として公民館での講座・講演会を開催するなど、市民が文化財に触れる機会を設け、文化財をより身近に感じてもらえるよう、普及・啓発活動を行うものとする。加えて、本市のホームページの充実を図り、関心を持つ市外の人も最新の調査成果等が入手できるよう、情報提供を積極的に行うようにする。

なおこれまで国に登録されている文化財がないことから、市民に対して文化財登録制度そのものの周知を行い、例えば民間所有の民家や店舗、茶業に関する道具類など、宇治の歴史文化を物語る多様な事例を対象に、文化財保護を幅広く進める。



庵寺山古墳の公開と体験学習
(古代人になろう)



発掘調査成果の市民説明会

1-7 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、旧石器時代から江戸時代まで、173か所の周知の埋蔵文化財包蔵地がある。これらの包蔵地は、大部分が沖積低地から丘陵の縁辺部にかけて濃密に分布している。時代的には、旧石器時代から弥生時代の遺跡に比べ、古墳時代から中世の遺跡数が圧倒的に多く、本市の特徴を示している。

これらの包蔵地に関しては常に現状を把握するとともに、開発等に伴う現状変更に関しては、文化財保護法に基づき、京都府教育委員会と連携を図り、指導・助言を得て、事前協議を実施している。埋蔵文化財包蔵地内での開発については、遺構を破壊しないように指導を行うが、やむを得ない場合は事前に発掘調査を実施し、重要な遺構が発見された場合は遺構の現地保存に努める。また包蔵地以外の場所にあっても新たに遺構等が発見された場合には、事業者等に出来る限りの理解を求め、記録保存もしくは重要なものについては保存に向けての協議を行うことに努める。



宇治市街遺跡の発掘状況

発掘調査によって出土した遺物は収蔵庫において保管・管理を行うが、重要な遺物については宇治市歴史資料館で保管・管理を行い、普及啓発のために展示する。

埋蔵文化財包蔵地の照会については、本市歴史まちづくり推進課文化財保護係（直接窓口もしくはホームページ）以外に、「京都府・市町村共同統合型地理情報システム（GIS）」からも検索することができる。

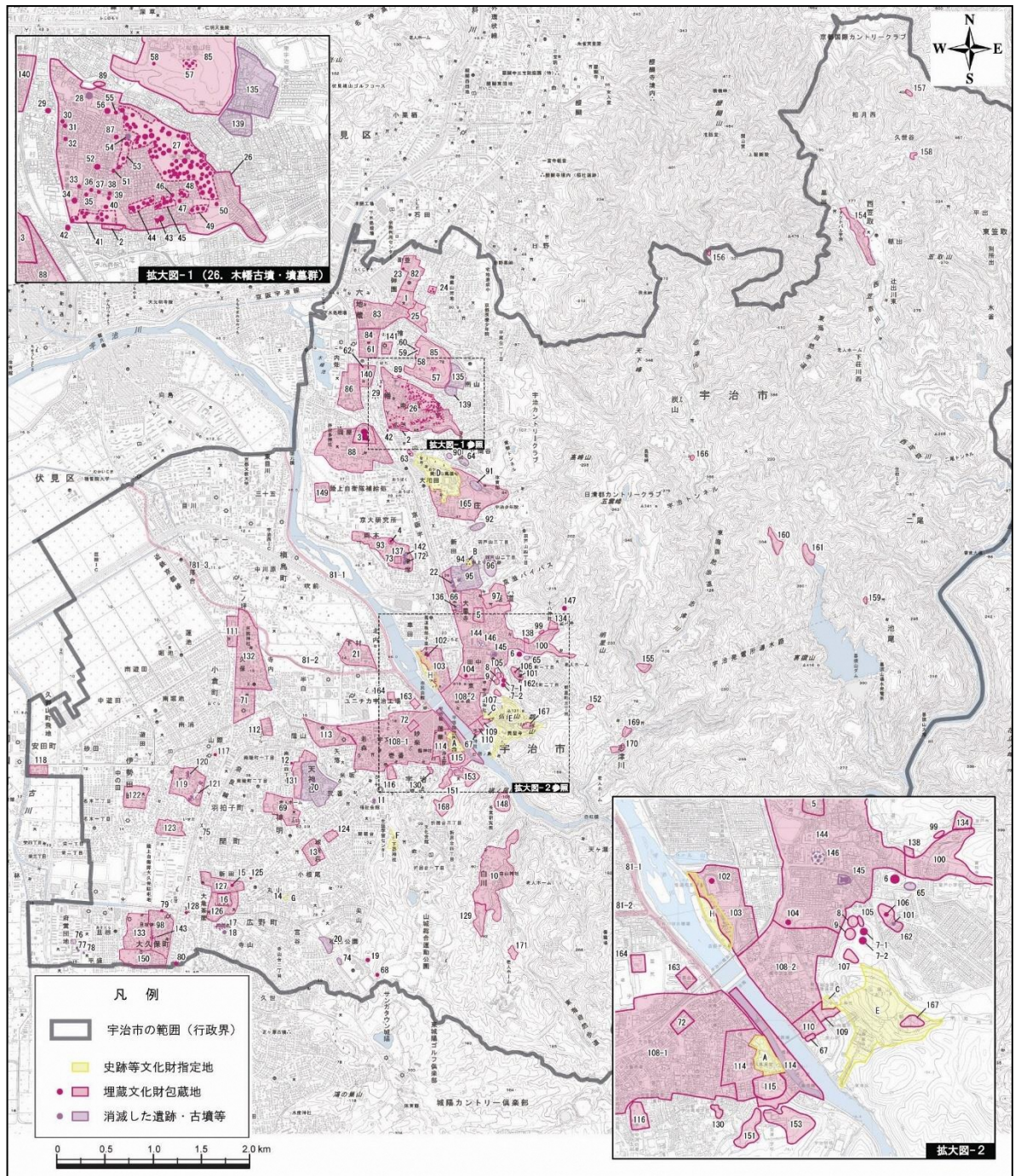


図5-1 宇治市遺跡地図(2002年度版の一部に加筆)

1-8 文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針

本市は平成21年(2009)4月に都市整備部歴史まちづくり推進課を新設し、文化財保護係、拠点整備係とした2係体制の課であったが、現在は文化財保護係と景観係の2係体制となっている。文化財に関する業務は、教育委員会の事務を文化財保護係の職員が補助執行することとし、従来から引き続き発掘業務や文化財保護の業務を行っている。令和4年(2022)4月現在では、文化財保護係は正規職員5名、非常勤嘱託職員5名の計10名で運営している。本市にある様々な価値ある文化財を後世に継承していくために、組織の強化を図ることが必要である。

本市の条例に定める文化財保護委員会は、委員数8名で構成され、各専門分野は考古学1名、建造物1名、陶芸史1名、文化人類学1名、歴史学・文化財学1名、日本民俗学1名、日本美術史1名、造園学1名となっている。市内全般にわたる文化財の指定、また調査や修理等の事業については、文化財保護委員会に諮って、適切な文化財の保存・活用を専門家の視点から今後も指導・助言を得て推進する。

1-9 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

現在、文化財の保存・活用を図るため、「一般財団法人宇治市文化財愛護協会」が活動している。「一般財団法人宇治市文化財愛護協会」は各種講座や歴史散歩などを開催するとともに、史跡隼上り瓦窯公園の清掃活動や小中学生の文化財見学会・感想文コンクールの事業を宇治市より委託を受け実施している。

そのほかにも、参加体験型の普及啓発事業は大学が地域と連携して取り組んでおり、宇治に関わる歴史的なテーマで行われる「宇治市民大学」は市民団体が企画・開催しており、ほかにも市内に数多くの歴史や文化をテーマに取り組むサークル、歴史や文化を学び観光客に伝えている観光ボランティアガイドクラブなど、さまざまな団体等による取組が展開されている。

このような文化財に関わる市民活動が継続されるよう支援し、官民協働による文化財の保存・活用に努めていくものとする。また新たなNPOや市民団体が組織されるよう、文化財の情報提供を行うとともに人材育成を図り、行政と市民との協働による文化財の保存・活用が広がるよう、体制の整備充実を図る。

2. 重点区域に関する事項

2-1 文化財の保存・活用の現況と今後の計画

(1) 宇治地区

宇治地区は、世界遺産の平等院・宇治上神社を始め、本市を代表する文化財が集中する地区であり、平安時代の街区と中世に形成された街路(宇治橋通り)を基盤とする市街地は、その地割形状を現在も良好に継承している。この宇治地区の伝統的街区には戦前からの建物が相当数残っており、家屋調査を順次進めているところであるが、その成果に基づき文化財指定・登録を検討していく。

史跡宇治川太閤堤跡は、公園と一体的な整備を行い、「お茶と宇治のまち歴史公園」として開園しており、史跡の価値を伝える普及啓発を進める。

そのほか、宇治の文化的景観(重要文化的景観)は、整備に向けた取組を進めており、住民主体のまちづくりを支援しつつ、速やかな事業実施に努める。

(2) 白川地区

白川地区には、白山神社拝殿(重要文化財)があるほか、地蔵院には奈良・平安時代の多くの文化財が伝えられ、壮大な伽藍であったとされる白川金色院跡や経塚遺物(府指定)など考古資料も良好に残されている。白川金色院跡は平成5年(1993)から調査を実施しており、今後は重要な遺跡として適切な保護に向けた取組を推進する。また文化的景観の保存調査も実施しており、白川地区の重要文化的景観の範囲の追加を計画している。

このほか白川地区には、「百味の御食」など特徴的な祭礼行事も継承されており、今後は無形の民俗文化財の調査も取り組むこととする。

2-2 文化財の修理(整備)に関する計画

(1) 重要文化的景観

宇治地区では、重要文化的景観の選定時に定めた保存計画や宇治橋通りを中心とした整備計画に基づいて文化的景観の保全・整備を進めている。

重要文化的景観の重要な構成要素である宇治橋通りは、無電柱化事業によって、無電柱化と修景舗装が行われており、宇治橋通りの文化的景観としての価値を尊重した整備が図られている。

また重要な構成要素の家屋の修理・修景は、国の補助金の充当を可能とする市の分担金条例を活用した、文化的景観保存活用事業を進めるものとする。

(2) 歴史的建造物

今後も宇治の風情あるまちなみと歴史ある景観の継承につなげるために、本市の歴史的風致に関わる社寺等歴史的建造物のうち、未指定文化財も含めて重要なものについては保存修理を進める。

【重点区域における事業】

- 文化財の保存・修理・整備等への補助（～令和14年度）
- 重要文化的景観の保存（平成24年度～令和14年度）
- 道路の美装化（平成24年度～令和14年度）

2-3 文化財の保存・活用を行うための施設に関する計画

重点区域内の資料館等の展示施設に、「宇治市歴史資料館」と「宇治市源氏物語ミュージアム」、「お茶と宇治のまち交流館（茶づな）」がある。歴史資料館は、考古資料の収蔵やこれらを活用した企画展示を行っているが、本市の歴史全般に関する常設展示は行っていない。また、源氏物語ミュージアムは、施設の性格上歴史に関わる展示は僅かである。そこで、観光拠点施設でもあるお茶と宇治のまち交流館（茶づな）において、宇治茶の魅力と宇治の歴史・文化の情報発信を行う。

指定文化財等については説明板等を設置しているが、重要文化的景観の選定地と個々の構成要素を示す説明板は未設置のため、周遊マップ等と連携して説明板を設置する。また現在様々な団体・部局が設置した説明板等は、統一性がなく乱立している個所も見受けられる。今後は文化的景観の価値を損なわないよう整備指針を定めたうえで、景観に十分配慮した色彩や大きさ、デザインを検討し、理解しやすい説明板や解説等の整備充実を図る。

【重点区域における事業】

- 観光案内サイン等の整備（平成29年度～令和14年度）
- 「お茶と宇治のまち歴史公園」を活用した情報発信（令和3年度～令和14年度）
- 歴史資料館常設展示及び企画展示の実施（昭和60年度～令和14年度）
- 源氏物語ミュージアム企画展示及び講座等の開催（平成10年度～令和14年度）
- 宇治茶普及啓発（平成23年度～令和14年度）

2-4 文化財の周辺環境の保全に関する計画

重点区域の大部分は「宇治市景観計画」の重点区域となっており、建築物の高さや色、看板や屋外広告物等への規制など、景観保全に関する指導を行うとともに、修景助成制度を活用して良好な景観形成に資する改修事例が増えるよう誘導する。今後は、年々減少していくまちなかに残る伝統的木造家屋の保全や活用に関する施策も検討し、取り組むものとする。

また、周遊しやすいように歩行空間の整備や修景舗装、無電柱化を実施するとともに、観光案内サイン等の整備を実施することにより、来訪者の安全性を確保すると同時に回遊性の向上を図る。

【重点区域における事業】

- 道路の美装化（平成24年度～令和14年度）
- 天ヶ瀬ダムかわまちづくり（令和元年度～令和14年度）
- 空き町家の活用の検討（平成27年度～令和14年度）
- 建物修景への支援（平成22年度～令和14年度）
- 景観に配慮した取組み（平成22年度～令和14年度）

- 観光案内サイン等の整備（平成 29 年度～令和 14 年度）
- 道路整備事業（平成 24 年度～令和 14 年度）

2-5 文化財の防災に関する計画

現在行われている「宇治市文化財まもり隊」の活動など、文化財防災や防犯に関する取組を継続的に推進する。

重点区域内には指定等文化財以外にも歴史的建造物が多く存在し、市街地に混在している。今後は個々の文化財だけでなく、周辺の市街地を含む一体的な文化財防災計画の策定を進める必要がある。

特に、宇治地区は重要文化的景観選定地であり、宇治地区の都市防災は文化財保護の観点からも取組が必要とされる。地区内にある宇治の歴史の重層性を物語る街路には狭い道路も多く、消防車両の進入が困難な場所もあることなどを考慮して、現在作成中の文化的景観整備計画の中で、防災面に関する問題点・課題を抽出し、具体的な都市防災計画を検討する。

2-6 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する計画

重点区域における文化財の知名度は、世界遺産の平等院が圧倒的に高く、宇治上神社がこれに次ぐ。そのほかにも多数の文化財、重要文化的景観の重要な構成要素（建物や施設等）の周知を図るため、文化財を見学・回遊できるルート設定を行い、パンフレット等の作成・配布や、未指定文化財等の案内板や説明板等の設置を進める。今後はお茶と宇治のまち歴史公園を核としたまちなか観光を促進する。

市民に向けた文化財講座や現地見学会などは継続的に取り組み、スタンプラリーや宇治茶まつりなどのイベント開催と合わせて関係団体や学校と連携を図り、文化財と触れ合う機会を積極的に設けていく。また平安時代を起源とする宇治川鶴飼は、観光を目的に昭和初期に復活し、現在では宇治川遊覧の夏の風物詩として定着しており、今後も関係団体と連携を図り継承に努める。このほかにも、宇治の歴史文化を総合的に学ぶための小中学生向けの副読本を作成するなど、地域の文化財に対する理解を深めるように努める。

お茶に親しむ文化を普及する方策のひとつとして、気軽に本格的な茶の体験ができる施設である市営茶室対鳳庵の活用を積極的に進める。また地元大学が中心となって「親子で楽しむ宇治茶の日」と題して、宇治茶に関するスタンプラリーや、試飲しながらお茶屋さんを巡る「聞き茶巡り」などが開催されており、参加体験型の普及啓発活動を通じて、宇治の歴史文化を学ぶ取組も幅広く推進する。



小中学生を対象にした文化財見学会



宇治茶スタンプラリー



聞き茶巡り

【重点区域における事業】

- 歴史・文化啓発（平成23年度～令和14年度）
- 文化財見学会（平成23年度～令和14年度）
- 市営茶室対鳳庵の活用（平成23年度～令和14年度）
- 宇治茶普及啓発（平成23年度～令和14年度）
- 歴史文化への愛着の醸成（平成23年度～令和14年度）
- 宇治十帖スタンプラリー開催（平成3年度～令和14年度）
- 社寺等の歴史資源との連携（平成23年度～令和14年度）
- 宇治川の鶴飼・放ち鶴飼の助成（平成23年度～令和14年度）

2-7 埋蔵文化財の取扱いに関する計画

重点区域内には「宇治市街遺跡」、「平等院旧境内遺跡」、「白川金色院跡」、「宇治川太閤堤跡」等の埋蔵文化財包蔵地がある。「宇治市街遺跡」、「平等院旧境内遺跡」では、平安時代の別業群や現状では途切れている街路、平等院の坊跡や、中世から近世に至る様々な遺構を検出しており、平安時代から現在までの宇治の変遷を示す重要遺跡である。このため遺跡の破壊につながる開発は、小規模なものでも発掘調査を実施し、記録保存への理解を求め、重要な遺構が発見された場合には、所有者や関係機関と協議し、保存に努める。側溝・塀といった街路や地割を区画する施設など文献や絵図史料と照合できる遺構等が発見された場合、都市形成の詳細な変遷把握の調査研究に資すると同時に、整備や活用に反映させることとする。



発掘成果を紹介する説明板

現在宇治川では国土交通省による河川改修事業が行われているが、平等院周辺の宇治川河川敷には平等院釣殿や当初の宇治橋の遺構の存在が予想されるため、京都府教育委員会との協議の結果、平等院旧境内遺跡の範囲の拡大を行い、発掘調査を実施する予定である。

「白川金色院跡」は、重要な遺跡として適切な保護に向けた取組を推進していく。史跡宇治川太閤堤跡については、公園と一体的な整備を行い、令和3年(2021)8月にお茶と宇治のまち歴史公園として開園しており、公園の管理運営において史跡の価値を伝える情報発信等を行う。

【重点区域における事業】

- 「お茶と宇治のまち歴史公園」を活用した情報発信（令和3年度～令和14年度）

2-8 各種団体の状況及び今後の体制整備の計画

小中学生の文化財見学会・文化財感想文コンクールを本市と共催している「一般財団法人宇治市文化財愛護協会」に対しては、今後も事業を委託し文化財の普及活動を継続する。

文化財の保存・活用を含むまちづくりに取り組む「白川区まちづくり協議会」は、白川金色院跡の適切な保護に向けた取組をきっかけに設置され、白山神社のライトアップやワークショップなどを開催している。このほか、文化的景観の範囲拡大等、本市との協働による取組を推進する。

またお茶どころ宇治の個性を磨くため、宇治茶園の覆下栽培を維持・拡大するための支援事業、宇治茶製法技術保存協会への助成事業、「市民茶摘みの集い」や「宇治茶まつり」などの実施団体への助成事業など、宇治茶の品質向上・普及に努める農家や団体等への各種支援を実施する。

このほか、今後市内に残る伝統的家屋等の改修に際し、木造建築の修理に関する技術が必要となるため、現在市内在住の建築士を中心に、改修方法や利活用について調査・研究を行う団体の設立を目指している。

【重点区域における事業】

- 文化財見学会（平成 23 年度～令和 14 年度）
- 宇治茶園の支援（平成 23 年度～令和 14 年度）
- 宇治茶品質向上への取組み（平成 23 年度～令和 14 年度）
- 宇治茶普及啓発（平成 23 年度～令和 14 年度）

第6章 歴史的風致の維持向上に必要な事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的な考え方

本市における歴史的風致維持向上施設には、宇治川、歴史的建造物、散策路、伝統的な宇治茶づくりを営む茶園、伝統行事の行われる場、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する公共施設等が含まれ、第1期計画に基づいて、お茶と宇治のまち歴史公園の整備（情報発信・観光交流施設整備、史跡整備）や重要文化的景観保存事業など、歴史特性をふまえた形態や意匠、周辺景観に考慮した整備と適切な維持管理に努めることによって、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進してきた。

歴史的風致の維持向上に繋がる様々な事業を実施することで、まちづくり活動の活性化や宇治茶ブランド価値の向上、探究的な学習の充実などの成果が得られたが、歴史的風致の認知に関する課題や宇治茶や地域の伝統文化の継承に関する課題、歴史・文化遺産に関する課題、景観に関する課題、観光振興に関する課題は、いずれも十分に解決できているとは言えない。また、第2期計画では、第1期計画で整備した施設を活かしたソフト事業の展開や未指定文化財等の継承に向けた人材育成が大きな課題となっている。

そこで、基本的に第1期計画の事業を継続しつつ、第1期計画の成果である「お茶と宇治のまち歴史公園」などを活かしたソフト展開に軸を置きながら、第2期計画での課題の解決に向けた事業を実施する。そして、今後10年の政策を見据えた対応も視野に入れながら、点から線へ、線から面へと広がっていくような歴史・文化を活かしたまちづくりを進める。

歴史的風致維持向上施設の整備は、本市の目指す景観形成に寄与すると同時に、本市固有の歴史や文化の継承に役立て、市民や来訪者の様々な活動や憩いの場となるよう配慮する。特に、整備事業の実施にあたっては、本市固有の歴史や文化を踏まえたものとするため、埋蔵文化財の取扱いや形態意匠に関する配慮を十分に行い、歴史的風致維持向上協議会や、必要に応じて専門家や関係委員会等に諮りながら事業を推進する。

管理については、行政が行うものは文化財保護法、河川法、都市公園法、道路法、市の条例等に基づき日常的な維持管理を行うとともに、市民や来訪者に向けて安全な公開に努める。また定期的な点検によって破損箇所の早期発見・補修に努め、歴史的風致維持向上施設の健全な状態を保つものとする。更に地域住民や市民団体等と連携し、地域に親しまれる施設としての管理体制の充実に努める。

2. 歴史的風致の維持向上に資する事業

表6-1 歴史的風致の維持向上に資する事業一覧

分類	事業名	
(1)歴史的風致の認知に関する事業	1. 「お茶と宇治のまち歴史公園」を活用した情報発信	観光振興課
	2. 歴史・文化啓発	歴史まちづくり推進課
	3. 文化財見学会	歴史まちづくり推進課
	4. 市営茶室対鳳庵の活用	観光振興課
	5. 宇治茶によるおもてなしの推進	農林茶業課
	6. 歴史資料館常設展示及び企画展示の実施	博物館管理課
	7. 源氏物語ミュージアム企画展示及び講座等の開催	博物館管理課
(2)宇治茶や地域の伝統文化の継承に関する事業	8. 宇治茶園の支援	農林茶業課
	9. 宇治茶品質向上への取組み	農林茶業課
	10. 宇治茶普及啓発	農林茶業課
	11. 宇治茶巡りガイドツアー	観光振興課
	12. 無形民俗文化財等の記録調査	歴史まちづくり推進課
	13. 歴史文化への愛着の醸成	学校教育課
	(3)歴史・文化遺産に関する事業	14. 文化財の保存・修理・整備等への補助
15. 重要文化的景観の保存		歴史まちづくり推進課
16. 未指定文化財の調査		歴史まちづくり推進課
17. 天ヶ瀬ダムかわまちづくり		政策戦略課
18. 文化財の保存・活用の検討		歴史まちづくり推進課
19. 空き町家の活用の検討		歴史まちづくり推進課
(4)景観に関する事業	20. 道路の美装化	道路建設課
	21. 建物修景への支援	歴史まちづくり推進課
	22. 景観に配慮した取組み	歴史まちづくり推進課
(5)観光振興に関する事業	23. 観光案内サイン等の整備	観光振興課
	24. 宇治十帖スタンプラリー開催	文化スポーツ課
	25. 社寺等の歴史資源との連携	観光振興課
	26. 道路整備事業	道路建設課
	27. 宇治川の鶺鴒・放ち鶺鴒の助成	観光振興課

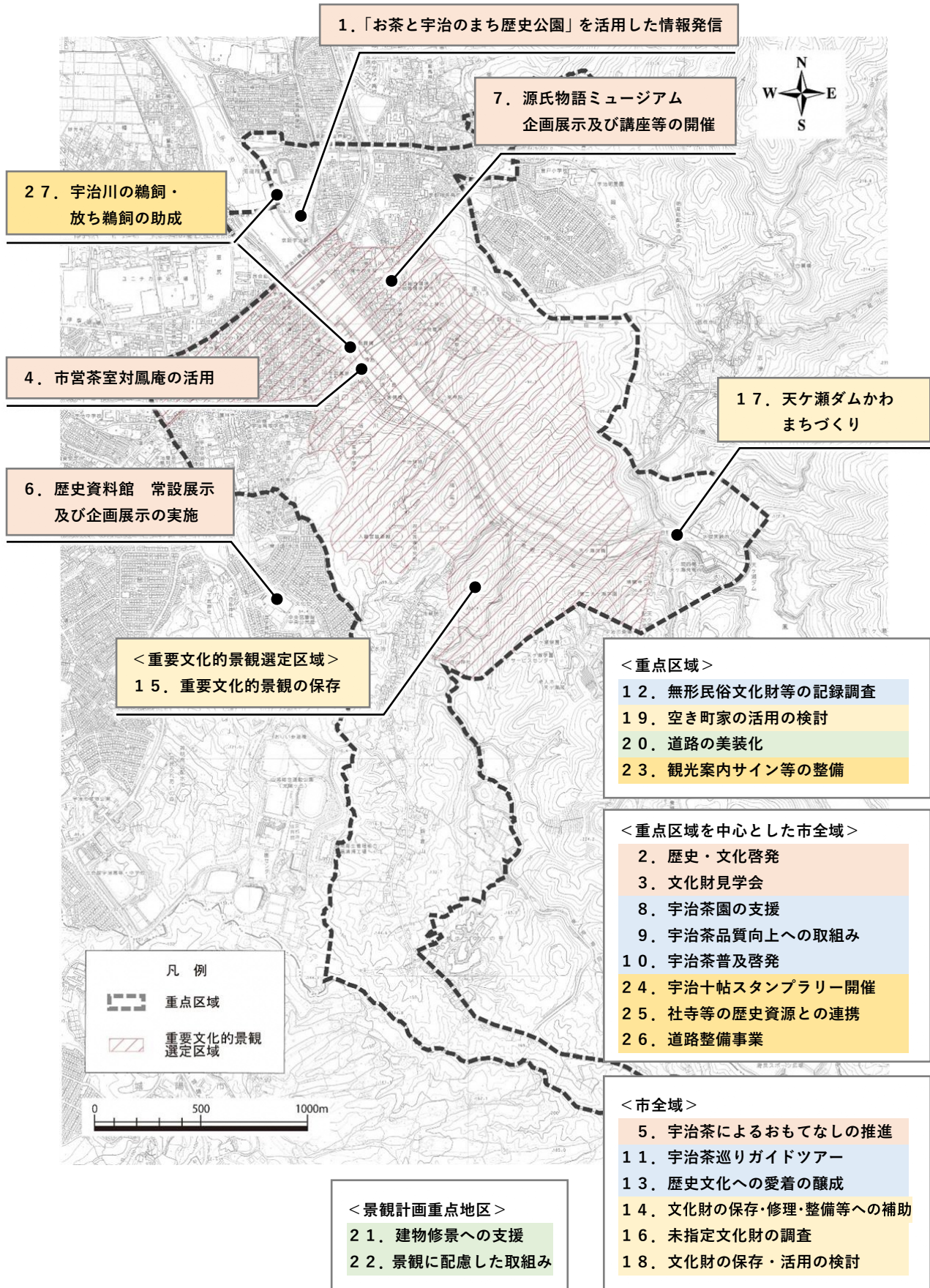


図 6-1 歴史的風致の維持向上に資する事業位置図

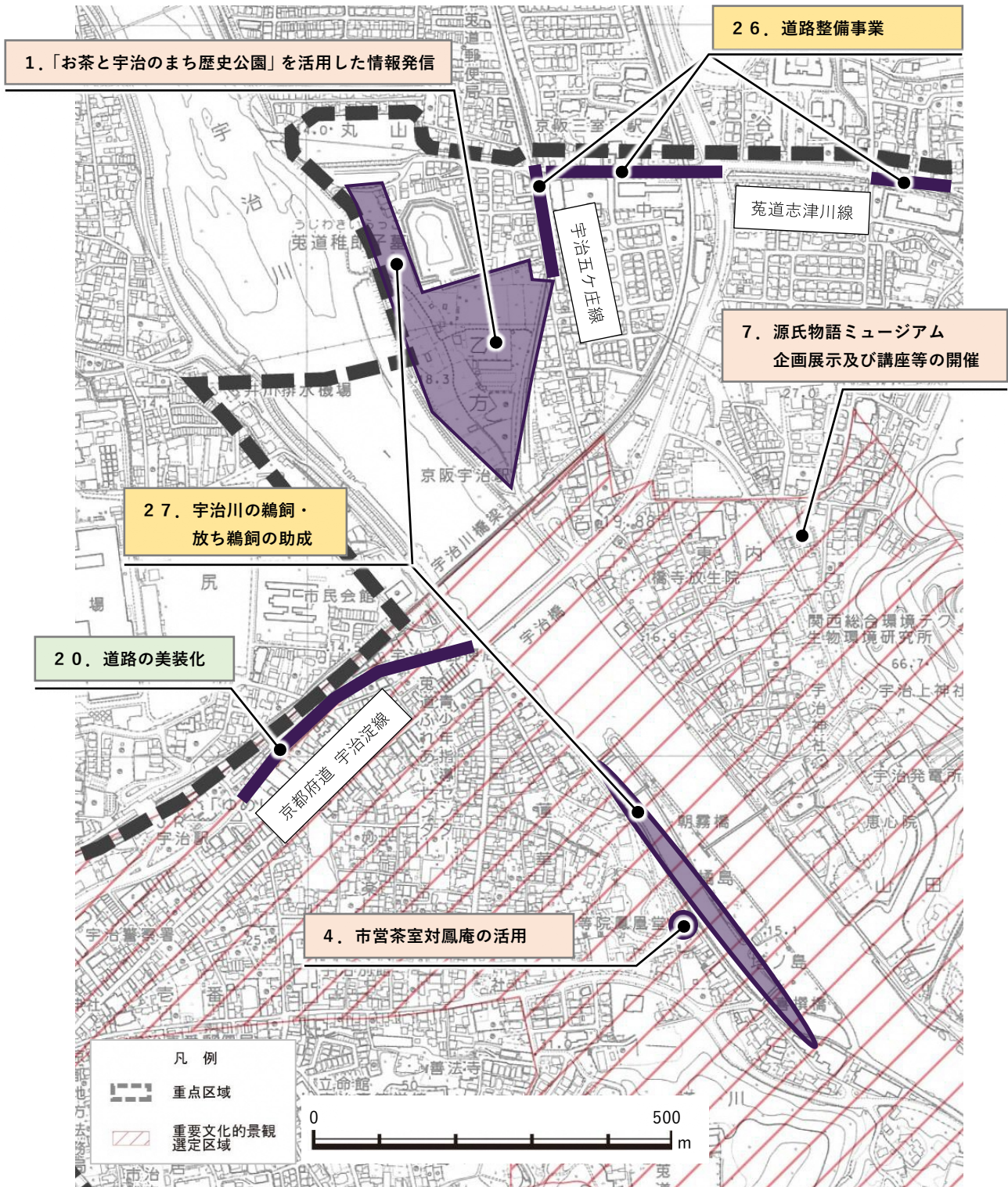
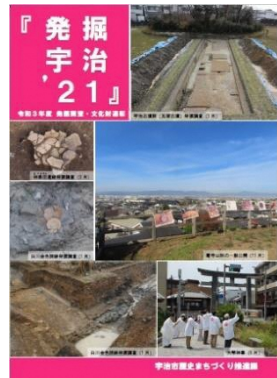




図6-2 歴史的風致の維持向上に資する事業位置図(宇治橋周辺部)



(1) 歴史的風致の認知に関する事業

事業名	1. 「お茶と宇治のまち歴史公園」を活用した情報発信
事業主体	宇治市、指定管理者
事業期間	令和3年度～令和14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	「お茶と宇治のまち歴史公園」(重点区域内)
事業概要	史跡宇治川太閤堤と一体的に整備され、令和3年8月に開園した「お茶と宇治のまち歴史公園」の施設を運営するとともに、「宇治のまち・ひと・歴史・文化をつなぐプラットフォーム」としてミュージアムでの学びや、茶摘みや抹茶づくり等さまざまな体験プログラムやイベントの開催などのソフト事業や SNS 等を活用した情報発信によりお茶と宇治の歴史と魅力の周知を図る。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	公園内に宇治茶や宇治の歴史文化を紹介する拠点施設(お茶と宇治のまち交流館『茶づな』)においてソフト事業を行うことにより、市の歴史的風致の普及啓発と歴史・文化遺産の周遊観光の促進に繋がるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	2. 歴史・文化啓発
事業主体	宇治市
事業期間	平成23年度～令和14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	重点区域を中心とした市全域
事業概要	<p>発掘調査の成果について、報告書の発行や現地説明会の開催、フォーラムなどでの発表を実施する。</p>  <p>「発掘宇治」表紙</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	多くの市民を対象にした歴史・文化の啓発活動は、郷土の歴史と身近な文化財への理解を促すとともに、ふるさと宇治に愛着と誇りを持ち、地域の伝統文化の継承への意識を高めることにもつながるため、歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業名	3. 文化財見学会
事業主体	宇治市、一般財団法人 宇治市文化財愛護協会
事業期間	平成 23 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	重点区域を中心とした市全域
事業概要	<p>文化財の普及・啓発として、市内の小学生を対象に文化財の見学会を開催し、見学会の感想や文化財に対する作文コンクールを行う。</p>  <p style="text-align: center;">文化財見学会</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>小学生を対象にした文化財の普及・啓発活動は、郷土の歴史と身近な文化財への理解を促すとともに、ふるさと宇治に愛着と誇りを持ち、地域の伝統文化の継承への意識を高めることにもつながるため、次世代へと引き継ぐべき歴史的風致の維持向上に寄与するものである。</p>



事業名	4. 市営茶室対鳳庵の活用
事業主体	宇治市
事業期間	平成 23 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	市営茶室対鳳庵（重点区域内）
事業概要	<p>宇治茶及び茶道の普及と観光振興を目的に、宇治川河畔でお茶の文化に触れることができる本格的な茶室として活用する。</p>  <p style="text-align: center;">対鳳庵外観 対鳳庵の茶席</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>当該事業により茶文化を体験できる機会を提供することは、市民や来訪者に宇治茶の品質や、茶業全般への関心や理解を促すことにつながるため、歴史的風致の維持向上に寄与するものである。</p>



事業名	5. 宇治茶によるおもてなしの推進
事業主体	宇治市
事業期間	平成 26 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	市全域
事業概要	<p>「宇治茶の普及とおもてなしの心の醸成に関する条例」に基づき、宇治茶の振る舞いなどにより、おもてなしの心の醸成を促進するための取組を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> イベントにおける市内産宇治茶のPR 新規採用職員への研修 </p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>客人に宇治茶を振る舞うことを通して「おもてなしの心の醸成」を図るとともに、市民及び来訪者に伝統的な宇治茶に親しんでもらうことで茶どころ宇治と宇治茶の魅力を多くの人に伝えることができ、歴史的風致の維持向上に寄与するものとなる。</p>


事業名	6. 歴史資料館 常設展示及び企画展示の実施
事業主体	宇治市
事業期間	昭和 60 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	宇治市歴史資料館
事業概要	<p>宇治川やかつて存在した巨椋池周辺での水辺の暮らし、山地や丘陵などでの暮らし、そして宇治川兩岸に広がる平野での暮らしと宇治市域の地理的特色やこうした地域で営まれてきた宇治茶づくり、巨椋池や宇治川での漁労など、地理的環境に即した多様な生業に焦点を当てた常設展や企画展を実施する。</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>常設展や企画展では、市域の各地域に残った古文書や民具、そして写真などを通して、宇治の歴史、文化について紹介し、市民をはじめとする来館者に宇治の歴史的風致に関する認知を高めてもらうことで、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	7. 源氏物語ミュージアム 企画展示及び講座等の開催
事業主体	宇治市
事業期間	平成10年度～令和14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	源氏物語ミュージアム（重点区域内）
事業概要	『源氏物語』や平安時代の文化に関する常設展や企画展によって、観覧者に『源氏物語』をはじめとする古典の持つ魅力を発信するとともに、より理解を深めるために、企画展及び講座などを実施する。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	『源氏物語』『宇治十帖』の主な舞台となった宇治について、多くの市民をはじめとする来館者に紹介することは、宇治の歴史、文化の魅力をより深く認知してもらうことにもつながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。


(2) 宇治茶や地域の伝統文化の継承に関する事業

事業名	8. 宇治茶園の支援
事業主体	宇治市
事業期間	平成 23 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	重点区域を中心とした市全域
事業概要	<p>宇治茶振興と茶園面積の拡大と生産力の向上を目的とし、生産農家の改植や新植事業に対して助成を行う。</p>  <p>白川地区の茶園</p>  <p>宇治川沿いの茶園</p> <p>また覆下茶園に対し、寒冷紗の設置費や本簀の材料費等の助成を行う。</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	減少傾向にある宇治市域の茶園の維持・拡大を進めることや、伝統的栽培方法を推奨することで、生産者の経済的負担軽減と活動意欲を支え、歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

事業名	9. 宇治茶品質向上への取組み
事業主体	宇治市
事業期間	平成 23 年度～令和 14 年度
事業手法	市単独事業
事業位置	重点区域を中心とした市域
事業概要	<p>高品質茶や優良茶園を審査する品評会の開催や、全国・関西茶品評会への出品に対する奨励金に加え、入賞者には報奨金を交付するとともに、手もみ製法の保存継承に取り組んでいる宇治茶製法技術保存協会の活動を支援する。また宇治茶の生産や販路の拡大への取組等も支援する。</p>  <p>茶品評会</p>  <p>手もみ研修</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	当該事業により、品質向上への意欲増進や栽培・生産技術の向上が図られる。また担い手育成や生産力及び販路の拡大に取り組む茶農家を支援し、宇治茶のブランド力を強化することで、お茶のまち宇治の歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	10. 宇治茶普及啓発	
事業主体	宇治市	
事業期間	平成23年度～令和14年度	
事業手法	市単独事業	
事業位置	重点区域を中心とした市全域	
事業概要	<p>新茶シーズンには宇治市主催による、市民に茶摘みの体験をしてもらう「市民茶摘みのつどい」が開催される。また秋に宇治茶祭奉賛会主催（市一部補助）による、茶業発展の祈願と市民参加のイベントを行う「宇治茶まつり」が開催される。</p> <p>生産、流通の双方の茶業後継者で組織する宇治市茶業青年会では、様々な催しにおける茶の接待や市民素人茶香服大会の開催など、茶の普及啓発に取り組んでおり、それらの活動に対して助成を行う。</p>	 <p>宇治茶まつり</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>当該事業により、市民や来訪者が宇治茶に親しみ、宇治茶を理解することは、お茶のまち宇治の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	


事業名	11. 宇治茶巡りガイドツアー	
事業主体	宇治市	
事業期間	～令和14年度	
事業手法	市単独事業	
事業位置	市全域	
事業概要	<p>観光客に宇治茶への興味を持ってもらい、より多くの宇治の魅力を感じてもらうために、宇治観光ボランティアガイドクラブの案内による宇治茶関連施設の無料ツアーを行う。</p>	
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>当該事業により、来訪者が宇治茶に親しみ、宇治茶を理解することは、お茶のまち宇治の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

事業名	12. 無形民俗文化財等の記録調査
事業主体	宇治市
事業期間	～令和14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>市内で実施される市指定の無形民俗文化財の実施状況を、必要に応じて学識経験者等の指導・助言を得ながら、文章と写真で記録し、その変遷を調査する。</p>  <p style="text-align: right;">大幣神事の様子</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治に古くから伝わる大幣神事等の無形民俗文化財の毎年の様子を詳細に調査し、その変遷を辿れるように記録し、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	13. 歴史文化への愛着の醸成
事業主体	宇治市
事業期間	平成23年度～令和14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	市全域
事業概要	<p>伝統文化を将来に伝えていくための人材育成を図る一環として、市立小中学校の児童生徒を対象とした「宇治学」の授業の中で、宇治の歴史・文化についての探究学習の実施を継続していく。</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治市の歴史文化に関する郷土教育や人材育成を進めることは、地域の伝統文化や未指定文化財等の継承に繋がるため、歴史的風致の維持向上に寄与するものである。

(3) 歴史・文化遺産に関する事業

事業名	14. 文化財の保存・修理・整備等への補助
事業主体	文化庁、京都府、宇治市
事業期間	～令和14年度
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業位置	市全域
事業概要	<p>本市には、世界遺産の平等院や宇治上神社をはじめとする神社仏閣等の重要な文化財が数多く存在する。これらは本市の歴史的風致の核となる重要な要素であり、後世に伝えていかねばならない財産である。</p> <p>これらを、よりよい状態で後世に引き継ぐため、保存・修理・整備等に補助を行い、文化財の保存・活用を図る。</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>文化財の維持、保存を行うことで、将来にわたって文化財の価値が継承され、また祭礼等の拠り所が守られることで人々の活動も次世代へ繋げていくことができることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	15. 重要文化的景観の保存
事業主体	宇治市
事業期間	平成24年度～令和14年度
事業手法	文化的景観保護推進事業
事業位置	重要文化的景観選定区域（重点区域内）
事業概要	<p>重要文化的景観「宇治の文化的景観」の本質的価値を構成する重要な構成要素である家屋や茶園等について文化的景観保存管理計画に基づいた修理を行う。</p>  <p style="text-align: center;">修理後の中村藤吉本店</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>「宇治の文化的景観」の重要な構成要素は、宇治における伝統的茶業、観光及びそれらの近代発展を視点に特定されており、いずれも宇治の歴史的風致と深い関わりがある。</p> <p>これらの重要な構成要素の修理事業を実施し、積極的な活用を図ることにより、賑わいのある沿道景観の魅力向上や伝統的な茶業の継承に寄与する。</p>

事業名	16. 未指定文化財の調査
事業主体	宇治市
事業期間	～令和14年度
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業位置	市全域（重点区域の一部）
事業概要	本市に残る未指定文化財について、学識経験者の指導・助言を受けながら調査を実施し、文化財指定や登録などの保護措置をとるとともに、報告書の作成や現地見学会などの開催によりその存在の認知を高めるよう努める。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	未指定文化財を調査することにより、文化財としての価値づけを行い、適切な方法で保護していくことや、本市にはまだ知られていない歴史的資源が豊富にあることの認知を高めることで、歴史的風致の維持向上に寄与する。



事業名	17. 天ヶ瀬ダムかわまちづくり
事業主体	宇治市、河川管理者（国土交通省）
事業期間	令和元年度～令和14年度
事業手法	国事業、市単独事業
事業位置	宇治橋から上流の宇治川河畔（重点区域内）
事業概要	古くから宇治川河畔の自然景観は、周辺住民のみならず、遠方からの来訪者の目も楽しませてきた。現代においても天ヶ瀬ダムに至る川沿いの道を散策する人が見られる。 この優れた自然景観と市街地との周遊性を高めるため、天ヶ瀬ダムにおけるインフラツーリズムや水辺のにぎわいづくりを実施し、更なる人々の来訪を促す。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	天ヶ瀬ダム周辺で事業展開して誘客を促進することで、多くの人が宇治川沿いの自然景観に触れる機会を創出することができ、歴史的風致「遊覧と参詣 宇治川河畔の歴史的風致」の維持向上に寄与する。


事業名	18. 文化財の保存・活用の検討
事業主体	宇治市
事業期間	令和元年度～令和14年度
事業手法	国宝重要文化財等保存・活用事業補助金、市単独事業
事業位置	市全域
事業概要	文化財の保存活用計画の策定をするなど、今後どのように保存・活用を図っていくのか、方針を検討していく。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	本市文化財の具体的な保存・活用の方針を決定することによって、より適切な保存が図られ、また歴史的資源として活用されていくことにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	19. 空き町家の活用の検討
事業主体	宇治市
事業期間	平成27年度～令和14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	重点区域
事業概要	伝統的木造家屋を保存・継承するため、民間事業者等とも連携しながら、空き町家の活用を検討する。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	伝統的木造家屋を保存し、活用していくことは、まちの賑わいと風情あるまちなみの継承につながることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(4) 景観に関する事業


事業名	20. 道路の美装化
事業主体	京都府
事業期間	平成24年度～令和14年度
事業手法	京都府事業
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>重点区域内の道路の無電柱化や、景観に配慮した舗装等、道路の美装化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府道 宇治淀線（無電柱化）
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>道路を美装化し道路景観の改善を行うことにより、巡行する伝統的祭礼との調和が図られ、人々の周遊性を高めるとともに歴史的風致を感じられる環境を整える。また、良好な市街地を形成し、市民の住環境の改善にもつながり、もって歴史的風致の維持向上に寄与するものである。</p>

事業名	21. 建物修景への支援
事業主体	所有者
事業期間	平成22年度～令和14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	景観計画重点区域 等（重点区域内）
事業概要	<p>景観計画重点区域内の景観重要建造物に指定された建物、景観計画重点区域内の景観重要公共施設（道路）の一部沿道において、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる建物に対して修景助成を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">施工前 施工後</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>茶業に関する家屋や伝統的な町家建築、近代期の商業店舗などが混在し、歴史の重層性や伝統的な茶業を感じさせる商店街等の建物に対して修景助成を行うことにより、歴史ある沿道景観の保全と形成を促進し、賑わいと風情あるまちづくりが推進されるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	22. 景観に配慮した取組み	
事業主体	宇治市	
事業期間	平成22年度～令和14年度	
事業手法	市単独事業	
事業位置	景観計画重点地区(重点区域の一部)	
事業概要	<p>特に景観に配慮すべき宇治市景観計画重点区域内において、屋外広告物の除却や、宇治市屋外広告物条例の許可基準に基づき、まちなみと調和する屋外広告物の整備に対して助成を行う。</p>	 <p>助成により整備された看板</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>当該事業により、景観阻害要因が減少するとともに、歴史的なまちなみと調和した賑わいと風情あるまちづくりが推進されるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	


(5) 観光振興に関する事業

事業名	23. 観光案内サイン等の整備
事業主体	宇治市
事業期間	平成29年度～令和14年度
事業手法	観光事業費補助金（インバウンド受入環境整備高度化事業）
事業位置	重点区域内
事業概要	宇治市観光振興計画に基づき、国内外からの観光客が歴史・文化資源や歴史的まちなみ等を回遊しやすい環境を整備するため、分かりやすい観光サインや観光トイレの再整備を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史・文化資源や歴史的まちなみ等を回遊しやすい環境を整備することは、歴史・文化遺産により多くの人々が触れる機会を創出して歴史・文化遺産に対する認知を拡大することができ、歴史的風致の維持向上に寄与するものとなる。

事業名	24. 宇治十帖スタンプラリー開催
事業主体	宇治市
事業期間	平成3年度～令和14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	重点区域内を中心とした市域
事業概要	<p>宇治十帖の世界観を広く普及啓発するスタンプラリーを秋季に開催する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度からはデジタルスタンプラリーとして開催している。</p>  <p style="text-align: right;">スタンプラリー（チラシ）</p>
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	近世から親しまれる宇治の遊覧の1つ『源氏物語』宇治十帖の古跡めぐりの機会を定期的に設けることにより、多くの人に宇治川河畔の歴史的風致に触れる機会が創出され、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	25. 社寺等の歴史資源との連携
事業主体	宇治市、各種イベント主催者
事業期間	平成23年度～令和14年度
事業手法	府・市連携事業
事業位置	重点区域内を中心とした市域
事業概要	<p>豊富な歴史資源と連携した、夜間ライトアップや音楽イベントの開催など各種イベントを推奨して宇治の魅力を発信すると同時に、人々が歴史的風致に触れる機会を創出する。また更なる活用のあり方を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京の七夕 in Uji」 ・商店街でのイベント ・社寺等の夜間拝観
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>宇治川沿いの社寺や商店街とともに文化財を活用したイベントの実施により観光の滞在時間を延ばすことで市の歴史・文化遺産観光の振興を図ることができ、また多くの人々が宇治の歴史的風致に触れる機会を創出することで、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

事業名	26. 道路整備事業
事業主体	宇治市
事業期間	平成24年度～令和14年度
事業手法	社会資本総合整備交付金（道路事業）
事業位置	重点区域を中心とした市全域
事業概要	<p>歩道の新設や道路拡幅、交差点改良等を行い、歩行者の通行の安全確保や交通渋滞の緩和等、交通環境の改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菟道志津川線 ・宇治五ヶ庄線
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>交通環境の改善により周遊しやすい道路を整備することで、人々が多くの歴史的風致に触れる機会を創出することができ、また市民の安全が確保されることにより住環境の向上が期待され、歴史的風致の維持向上に寄与することができる。</p>

事業名	27. 宇治川の鶺鴒・放ち鶺鴒の助成
事業主体	宇治市
事業期間	平成23年度～令和14年度
事業手法	市単独事業
事業位置	川（宇治川の分流）、「お茶と宇治のまち歴史公園」（重点区域内）
事業概要	<p>宇治川の鶺鴒の運営に対して助成を行うだけでなく、宇治川の鶺鴒を伝統文化として保存・継承させていくため、担い手の育成やウミウの繁殖、放ち鶺鴒等新たな取り組みに対して支援を行う。</p> 
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>平安貴族の宇治川見物のひとつであった宇治川の鶺鴒は、鎌倉時代に禁止されたのち、昭和初年に復活し、以降宇治川の夏の風物詩として定着している。多くの来訪者を楽しませる鶺鴒を継承することは、宇治川河畔の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

宇治の歴史的風致を形成する歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で、必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

歴史的風致形成建造物の指定は、伝統的かつ歴史的な意匠に優れているもの、宇治の歴史ならびに地域的特色をあらわすものを対象とする。

また歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、国の指定文化財以外の歴史的建造物で、既に保護が図られているもの、あるいは将来指定・登録等が見込まれる建造物であることなど、以下の①から⑥のいずれかに該当するものを条件とする。今後、指定に向けた所有者との協議や調査を行い、将来的に候補を挙げる予定である。

表7-1 歴史的風致形成建造物の指定の条件

<p>国指定文化財以外の歴史的建造物で、以下の①から⑥のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">① 文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）② 文化財保護法に基づく重要文化的景観の重要な構成要素（届出建物、施設）③ 京都府文化財保護条例に基づく指定文化財又は登録文化財（建造物）④ 宇治市文化財指定条例に基づく指定文化財（建造物）⑤ 宇治市景観計画に基づく景観重要建造物⑥ その他保全の措置が必要と市長が認めるもの
--



図7-1 歴史的風致形成建造物の指定が想定される事例のイメージ

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的考え方

- 歴史的風致形成建造物の維持・管理は、周囲の景観への影響や個々の価値を考慮して適切に行うものとする。
- 歴史的風致の維持向上を図るための積極的な公開、活用を図る。特に公開に関しては、通常外部から望見される範囲だけでなく、所有者の協力を得て、可能な範囲で内部公開に努めるものとする。
- 歴史的建造物等の特徴を顕著に示す意匠や形態、装置の保存又は復元に努める。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

歴史的風致形成建造物の指定は、主に国・府の登録文化財、府・市指定文化財、景観法に基づく景観重要建造物、重要文化的景観の重要な構成要素（施設、届出建物）としている。したがって、管理の指針は、個々の文化財等の保護の指針に従うことを基本とする。

（1）府指定の有形文化財・市指定の有形文化財と重複する歴史的風致形成建造物

府指定の有形文化財及び市指定の有形文化財は、建造物の外部及び内部とも現状維持又は復原修理を基本としている。このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理については、破損状況に応じた保存修理を基本とし、復原に伴う現状変更等がある場合は、所定の手続きを経て行うものとする。また増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き原則行わない。

（2）国の登録有形文化財（建造物）、府登録の有形文化財、文化的景観（重要な構成要素）と重複する歴史的風致形成建造物

国の登録有形文化財、府登録の有形文化財、重要文化的景観の重要な構成要素（施設、届出建物）については、外観を対象とした保存修理を基本とし、また増築等に関しては、通常道路等の公共空間から望見できる範囲への行為はできる限り行わないものとする。

また公開・活用に際しては、人々の活動の場としての継続性に配慮するとともに、必要な防災上の措置などを行うものとする。

（3）景観重要建造物と重複する歴史的風致形成建造物

景観重要建造物については、通常道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るため、適切な維持又は復原のための修理や修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げないよう必要な改修を行う。

(4) その他の歴史的風致形成建造物

その他の歴史的風致形成建造物の場合、詳細に調査を行うとともに、速やかにその価値に応じた適切な文化財指定・登録等の保護を図るように努める。

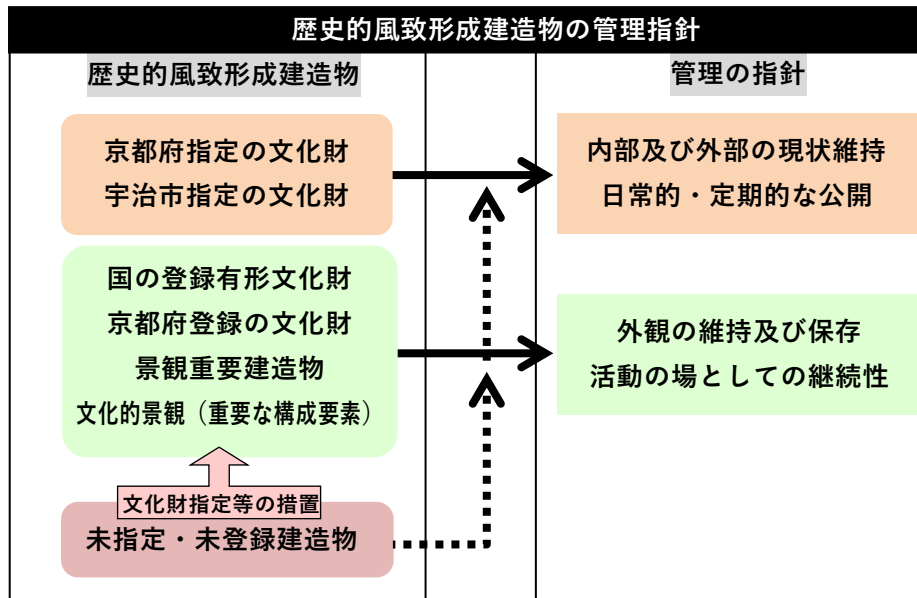


図8-1 歴史的風致形成建造物の管理の考え方

(5) 届出が不要な行為

「歴史まちづくり法」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については以下の場合とする。

- 国の登録有形文化財で、文化財保護法第64条に基づく現状変更の届出を行った場合。
- 京都府文化財保護条例第2条第1項の規定に基づく京都府登録の有形文化財について、同条例第26条第1項の規定に基づく現状変更等の届出及び同条例第27条第1項の規定に基づく修理又は復旧の届出を行った場合。
- 京都府文化財保護条例第7条第1項の規定に基づく京都府指定の有形文化財について、同条例第21条第1項の規定に基づく現状変更などの許可申請及び同条例第22条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合。
- 宇治市文化財指定条例第3条第1項の規定に基づく宇治市指定の文化財について、同条例第13条第1項の規定に基づく現状変更等の制限による許可申請及び同条例第14条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合。
- 景観重要建造物で、景観法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合。
- 景観重要公共施設で、景観法第16条第5項の規定に基づく行為の通知を行った場合。
- 重要文化的景観の重要な構成要素の建造物で、文化財保護法第139条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。

卷末資料

- 国・県・市指定文化財等一覽
- 参考文献一覽

○国・県・市指定文化財等一覧

* 「番号」は、本編の「図1-16 指定文化財等分布図」の番号と対応している。

* 考古資料等の文化財の「番号」は「出土先」を示すものであり、文化財の所有者あるいは保管先については異なる場合がある。

1. 国指定文化財等一覧表

区分・種類	名称・数量	年代	所有者	指定等年月日	番号	
国 宝	平等院鳳凰堂 4棟	平安	平等院	明治 30.12.28	35	
	宇治上神社本殿 1棟	平安(後期)	宇治上神社	明治 35.4.17	33	
	宇治上神社拝殿 1棟 附 棧唐戸 4枚 墓股 1個	鎌倉(前期)	宇治上神社	明治 35.7.31		
	鳳凰堂中堂壁扉画(板絵著色) 14面 附 九品来迎図(扉絵2面)	平安	平等院	昭和 47.5.30		35
	彫刻	木造阿弥陀如来坐像 定朝作 1軀 附 木造阿弥陀種子曼荼羅 1面 木造蓮台 1基	平安	平等院	昭和 26.6.9	35
		木造天蓋 1具	平安		昭和 31.6.28	
		木造雲中供養菩薩像 52軀	平安		昭和 30.6.22	
	工芸品	梵鐘 1口	平安	平等院	昭和 27.3.29	35
		金銅鳳凰 1対	平安		昭和 48.6.6	
	重 要 文 化 財	平等院観音堂 1棟	鎌倉(前期)	平等院	明治 35.4.17	35
		浄土院養林庵書院 1棟	江戸(中期)	浄土院	昭和 2.4.25	37
		宇治上神社摂社春日神社本殿 1棟	鎌倉(後期)	宇治上神社	明治 45.2.8	33
宇治神社本殿 1棟		鎌倉(後期)	宇治神社	明治 35.7.31	31	
浮島十三重塔 1基		鎌倉	放生院	昭和 28.3.31	38	
白山神社拝殿 1棟 附 棟札 2枚		鎌倉	白山神社	明治 43.8.29	45	
十八神社本殿 1棟 附 棟札 3枚 旧軒付板 1枚		室町	十八神社	大正 12.3.28	22	
萬福寺 16棟		江戸	萬福寺	大正 2.4.14	14	
萬福寺松隠堂 7棟		江戸		平成元.5.19	13	
許波多神社本殿 1棟 附 厨子 2基 棟札 3枚		室町	許波多神社 (五ヶ庄)	明治 39.4.14	5	
松殿山荘 12棟		大正~昭和	松殿山荘	平成 29.11.28	55	

区分・種類	名称・数量	年代	所有者	指定等年月日	番号	
重要文化財	本殿扉絵（板絵著色） 4面	平安	宇治上神社	昭和 52.6.11	33	
	紙本著色隠元和尚像 1幅	江戸	萬福寺	明治 40.5.27	14	
	紙本淡彩 西湖図 4幅 西湖図 4幅 虎溪三笑図 8幅 五百羅漢図 8幅 瀑布図 4幅 波涛図 1幅 6点	江戸		昭和 3.4.4		
	紙本淡彩 観音図 陳賢筆 1帖	江戸		昭和 52.6.11		
	木造十一面観音立像 1躯	平安		平等院		明治 33.4.7
	木造菟道稚郎子命坐像 1躯	平安	宇治神社	明治 36.4.15	31	
	木造地藏菩薩立像 1躯	鎌倉	放生院	明治 44.8.9	27	
	木造不動明王立像 1躯	平安				
	木造伊邪那美尊坐像 1躯	平安	白山神社	明治 42.4.5	45	
	木造十一面観音立像 1躯	平安				
	板彫両界曼荼羅 2面	平安	地藏院	明治 42.4.5	44	
	銅造阿闍如来立像 1躯	平安				
	銅造阿弥陀如来及脇侍像 2躯	奈良				
	銅造釈迦如来坐像 1躯	平安				
	銅造大威徳明王像 1躯	平安				
	木造観世音菩薩坐像 1躯	平安				
	木造阿弥陀如来立像 1躯	平安				明治 45.2.8
	木造阿弥陀如来及両脇侍坐像 3躯	平安	三室戸寺	明治 42.4.5	23	
	木造釈迦如来立像 1躯	鎌倉				
	木造毘沙門天立像 1躯	平安				
	木造薬師如来坐像 1躯	平安	西導寺	明治 42.9.22	6	
	木造毘沙門天立像 1躯	平安		明治 43.4.20		
	木造地藏菩薩坐像 1躯	平安	能化院	明治 43.4.20	4	
	工芸品	鉄宝相華孔雀銅象嵌半舌鐙 1双 附 鉄舌長鐙 1双	平安	許波多神社 (五ヶ庄)	平成 10.6.30	5
		梵鐘 1口	鎌倉	称名寺	昭和 51.6.5	50
	古文書	宇治橋断碑 1基	飛鳥	放生院	昭和 40.5.29	27
	書跡・典籍	黄檗山木額 40面 柱聯 44对 榜牌 13面 同 下書 14幅	江戸	萬福寺	昭和 34.12.18	14
歴史資料	鉄眼版一切経版木 48,275枚 附 大蔵経請去総牒 1冊 宝蔵院縁起 1冊	江戸	宝蔵院	昭和 32.2.19	7	

区分・種類	名称・数量	年代	所有者	指定等年月日	番号
重要無形文化財	木工芸(木竹工)	—	村山明	平成 15.7.10	—
史跡・名勝	平等院庭園 20,232.30 m ²	—	平等院	大正 11.3.8	35
名勝	宇治山 約 25.7ha	—	宇治市	平成 30.10.15	57
史跡	隼上り瓦窯跡 2,066.00 m ²	飛鳥(7世紀前半)	宇治市	昭和 61.6.9	19
	宇治川太閤堤跡 22,584.08 m ² 1,099.0 m ²	江戸		平成 21.7.23 平成 28.10.3	26
	宇治古墳群 25,596.00 m ² 二子山古墳 二子塚古墳	古墳	宇治市	平成 30.10.15	29 56
重要文化的景観	宇治の文化的景観 228.5ha	—	宇治市	平成 21.2.12	52
登録有形民俗文化財	宇治茶の生産・販売用具 397点	江戸末～昭和	宇治市	令和 4.3.23	—

2. 京都府指定文化財等一覧表

区分・種類	名称・数量	年代	所有者	指定等年月日	番号
有形文化財	萬壽院客殿 1棟 開山堂 1棟 2棟	江戸	萬壽院	昭和 58.4.15	10
	萬壽院庫裏 1棟 附 棟札 1枚 表門 1棟 2棟	江戸		平成 4.4.14	
	三室戸寺本堂 1棟	江戸	三室戸寺	平成 2.4.17	23
	三室戸寺三重塔 1基 附 旧鬼斗 1個 旧尾垂木 1個	江戸			
	三室戸寺旧本堂墓股	室町			
	天真院客殿 1棟 表門 1棟 経蔵 1棟 3棟	江戸	天真院	平成 4.4.14	12
	萬松院開山堂 1棟 附 表門 1棟	江戸	萬松院	平成 4.4.14	9
	龍興院開山堂 1棟	江戸	龍興院	平成 4.4.14	11
	宝蔵院開山塔 1棟	江戸	宝蔵院	平成 4.4.14	7
	獅子林院開山塔 1棟 附 土塀 1棟	江戸	獅子林院	平成 4.4.14	8
	恵心院本堂 1棟	江戸	恵心院	平成 25.3.19	39
	宇治神社末社春日社本殿 1棟	室町	宇治神社	平成 30.3.23	31
	清瀧宮本殿(東) 1棟	江戸	清瀧宮(東)	平成 30.3.23	49
	清瀧宮本殿(西) 1棟	江戸	清瀧宮(西)	平成 30.3.23	49

区分・種類		名称・数量	年代	所有者	指定等年月日	番号
有形文化財	登録建造物	下居神社本殿 1棟 附 棟札 7枚	江戸	下居神社	昭和 59.4.14	42
		旦椋神社本殿 1棟 附 棟札 7枚	江戸	旦椋神社	昭和 60.5.15	48
		三室戸寺阿弥陀堂 1棟 附 棟札 1枚 三室戸寺鐘楼 1棟 附 棟札 1枚	江戸	三室戸寺	平成 2.4.17	23
	彫刻	木造男神坐像 1軀 木造女神坐像 1軀	鎌倉	許波多神社 (五ヶ庄)	昭和 61.4.15	5
		木造薬師如来坐像 1軀	鎌倉	妙光寺	昭和 62.4.15	24
		木造毘沙門天立像 1軀	鎌倉	正覚院	平成 14.3.26	1
	工芸品	梵鐘 1口	南北朝	地蔵院	昭和 58.4.15	44
	古文書	金色院御堂再興勸進状 1巻	室町	地蔵院	平成元.4.14	44
		平等院修造勸進状 1巻	室町	浄土院	平成元.4.14	37
		平等院旧起 1巻 附 蒔絵黒漆塗箱 1合 平等院修造勸進状写 1巻 平等院旧起写 1巻	江戸			
		二子山古墳出土品 一括	古墳(5世紀 中頃～後半)			
	考古資料	白川金色院跡経塚遺物 61点	平安・室町		平成 21.3.24	46
		浮島十三重塔納置品 一括	平安～室町	放生院	平成 15.3.14	38
無形民俗文化財		宇治茶手もみ製茶技術	—	京都府宇治 茶製法手もみ技術保存 会連絡会議	平成 20.3.21	—
史跡	萬福寺境内	江戸	萬福寺	昭和 60.5.15	14	
	淀藩主永井家墓所		興聖寺	令和 4.3.22	36	
名勝	興聖寺庭園及び琴坂 うち実測 2,121 m ²	江戸(中期)	興聖寺	昭和 61.4.15	36	
	養林庵書院庭園 127 m ²	江戸(前期)	浄土院	昭和 63.4.15	37	
	上林春松家庭園 うち実測 174.8 m ²	大正	上林春松	平成 29.3.17	53	
	中村藤吉家庭園 うち実測 228.7 m ²	大正	中村藤吉	平成 29.3.17	54	
文化財環境保全地区	下居神社文化財環境保全地区	—	下居神社	昭和 59.4.14	42	
	興聖寺文化財環境保全地区	—	興聖寺	平成 7.3.14	36	

3. 宇治市指定文化財一覧表

区分・種類	名称・数量	年代	所有者	指定等年月日	番号
有形文化財	八幡宮本殿 1棟 附 扁額 1面	江戸	炭山八幡宮	平成 3.3.30	16
	興聖寺伽藍 12棟	江戸	興聖寺	平成 4.3.31	36
	浄土院羅漢堂 1棟 附 棟札 1枚 銘札 1枚 扁額 1面 須弥壇 1基 十六羅漢像 一括	江戸	浄土院	平成 5.3.31	37
	巖島神社本殿 1棟 附 板札 6枚 石燈籠 4基 手水鉢 1基	江戸	巖島神社	平成 17.3.28	21
	養林庵書院障壁画 13面	江戸	浄土院	昭和 51.3.31	37
	絹本著色如意輪観音像 1幅	鎌倉	三室戸寺	昭和 53.3.25	23
	絹本著色釈迦三尊十六羅漢像 1幅	南北朝	興聖寺	昭和 53.3.25	36
	木造聖観音立像 1躯	平安	興聖寺	昭和 47.3.1	36
	白色尉面(雪掻きの面) 1面	桃山	宇治神社	昭和 47.3.1	31
	木造狛犬 2躯(1対)	鎌倉		昭和 63.3.31	
	木造帝釈天立像 1躯	平安	浄土院	昭和 47.3.1	37
	木造阿弥陀如来立像 1躯	鎌倉後期~南北朝		平成元.3.31	
	石造聖観音菩薩坐像 1躯 (東屋観音)	鎌倉	市を含む 地元	昭和 48.3.30	30
	線刻阿弥陀三尊仏 1基 (かげろう石)	平安			28
	木造地藏菩薩立像 1躯	平安	平等院	昭和 51.3.31	35
	木造不動明王立像及二童子像 3躯	平安			
	木造薬師如来坐像 1躯	平安	蔵林寺	昭和 53.3.25	15
	木造阿弥陀如来坐像 1躯	平安			
	木造毘沙門天立像 1躯	平安			
木造地藏菩薩立像 1躯	平安				
木造阿弥陀如来坐像 1躯	平安	妙光寺	昭和 54.3.23	24	
木造薬師如来立像 1躯	平安				
木造薬師如来坐像 1躯	平安				
木造十一面観音立像 1躯	平安				

区分・種類	名称・数量	年代	所有者	指定等年月日	番号	
有形文化財	彫刻	木造菩薩形坐像 1 軀	平安	宝壽寺	昭和 63.3.31	2
	木造毘沙門天立像 1 軀	平安	西導寺	昭和 63.3.31	6	
	木造阿弥陀如来坐像 1 軀	平安	願行寺	平成元.3.31	3	
	木造阿弥陀如来立像 1 軀	鎌倉		平成 5.3.31		
	石造不動明王坐像 1 軀	平安				
	銅造釈迦誕生仏像 1 軀	奈良	円福寺	平成元.3.31	17	
	木造男神坐像 1 軀	平安	清瀧宮 (西)	平成 2.3.30	49	
	木造男神坐像 (両脚部欠) 1 軀	鎌倉				
	木造十一面観音立像 1 軀	平安	恵心院	平成 3.3.30	39	
	木造観音菩薩立像 1 軀	平安	誓澄寺	平成 3.3.30	25	
	木造阿弥陀如来立像 1 軀	平安				
	木造阿弥陀如来立像 1 軀	平安	来迎寺	平成 4.3.31	40	
	木造釈迦如来坐像 1 軀	平安	称名寺	平成 5.3.31	50	
	木造地藏菩薩立像 1 軀	平安末～鎌倉初	安養寺	平成 6.3.28	20	
	木造阿弥陀如来坐像 1 軀	平安		平成 16.3.26		
	木造聖観音菩薩立像 1 軀	平安	正覚院	平成 7.3.29	1	
	木造男神坐像 1 軀 木造女神坐像 2 軀 附 木造狛犬 1 対	鎌倉	下居神社	平成 18.9.12	42	
	工芸品	宇治橋銅擬宝珠 1 口	江戸	宇治市 歴史資料館	平成 4.3.31	32
		梵鐘 1 口	江戸	興聖寺	平成 4.3.31	36
	書跡・典籍	大般若経 563 卷	平安～江戸	地藏院	昭和 45.10.28	44
紺紙金泥法華経 8 卷		平安				
和漢朗詠集卷下断簡 1 幅 附 極札 1 通 古筆了伴平等院切一幅寄進由緒書 1 通 軸箱 2 合		平安	浄土院	平成 2.3.30	37	
考古資料	伊勢田塚陶棺 1 基	6 世紀後半～7 世紀前半	宇治市 歴史資料館	昭和 48.3.30	41	
	隼上り瓦窯出土遺物 一括	7 世紀前半	宇治市	昭和 61.4.25	19	
	瓦塚古墳出土遺物 一括	5 世紀後半	宇治市	平成 6.3.28	18	
歴史資料	宇治郷総絵図 1 鋪	江戸	宇治市 歴史資料館	平成元.3.31	43	
	平等院境内古図 2 幅	江戸	最勝院	平成 3.3.30	34	
無形文化財 (工芸技術)	宇治茶手もみ製法	—	宇治茶製法 技術保存協会	昭和 61.4.25	—	
無形民俗文化財	大幣神事	—	大幣座	平成 24.3.27	—	
史跡	庵寺山古墳	4 世紀後半	宇治市	平成 9.3.25	47	
	西山古墳	6 世紀後半～7 世紀前半	宇治市	平成 24.3.27	58	
天然記念物	金子邸のかや 1 本	—	金子重男	平成 4.3.31	51	

4. 埋蔵文化財包蔵地等一覧表

* 「番号」は、本編の「図5-1 宇治市遺跡地図」と対応している。

A 史跡等文化財指定地

番 号	名 称	指定種別	所在地	時 代
A	平等院庭園	史跡及び名勝(国指定)	宇 治	平安後期
B	隼上り瓦窯跡	史 跡(国指定)	菟 道	飛鳥前期
C	宇治上神社	国宝本殿に伴う境内地	宇 治	平安後期
D	萬福寺境内	史 跡(京都府指定)	五ヶ庄	江戸時代
E	興聖寺文化財環境保全地区	文化財環境保全地区(京都府決定)	宇 治	江戸時代
F	下居神社文化財環境保全地区	文化財環境保全地区(京都府決定)	宇 治	江戸時代
G	庵寺山古墳	史 跡(宇治市指定)	広野町	古墳前期
H	宇治川太閤堤跡	史 跡(国指定)	菟道・宇治・槇島町	桃山

B 埋蔵文化財包蔵地

番 号	名 称	種 類	所 在 地	時 代
1	浄妙寺跡	寺院跡	木幡	平安中期～室町
2	南山窯跡	窯跡	木幡	奈良か
3	二子塚古墳	前方後円墳	五ヶ庄	古墳後期
4	瓦塚古墳	円墳	五ヶ庄	古墳中期
5	大鳳寺跡	寺院	菟道	飛鳥後期～平安前期
6	池山古墳	古墳	菟道	古墳前期か
7	二子山古墳	古墳群	宇治	古墳中期
7-1	二子山北墳(1号墳)	円墳	宇治	古墳中期中頃
7-2	二子山南墳(2号墳)	方墳か	宇治	古墳中期後半
8	山本瓦窯跡(宇治瓦窯)	瓦窯	宇治	飛鳥後期
9	山本窯跡	須恵器窯	宇治	飛鳥前期
10	白川金色院跡	寺院	白川	平安後期～江戸
11	丸山古墳	前方後円墳	宇治	古墳前期～中期
12	御廟古墓	古墓	宇治	不明
13	神明宮東遺跡	散布地	神明	弥生・平安後期
14	庵寺山古墳	円墳	広野町	古墳前期
15	一里山古墳	古墳	広野町	古墳後期
16	広野廃寺	寺院	広野町	飛鳥後期～奈良
17	坊主山古墳群	古墳群	広野町	古墳後期
17-1	坊主山1号墳	前方後円墳	〃	古墳後期前半
17-2	坊主山2号墳	円墳	〃	古墳後期前半
17-3	坊主山3号墳	古墳か	〃	古墳後期か
18	金比羅山古墳	円墳	広野町	古墳中期前半
19	一本松古墳	古墳	広野町	古墳前期前半
20	八軒屋谷遺跡	集落	広野町	古墳前期
21	槇島城跡	平城	槇島町	室町
22	隼上り古墳群	古墳群	菟道	古墳後期後半
22-1	隼上り1号墳	円墳	〃	〃
22-2	隼上り2号墳	円墳	〃	〃
22-3	隼上り3号墳	円墳	〃	〃
23	赤塚古墳	円墳	木幡	古墳後期
24	御蔵山古墳群	古墳群	木幡	古墳後期か
24-1	御蔵山1号墳	円墳	〃	〃
24-2	御蔵山2号墳	円墳	〃	〃
24-3	御蔵山3号墳	円墳	〃	〃

番 号	名 称	種 類	所 在 地	時 代
25	金草原遺跡	不明	木幡	古墳・平安～室町
26	木幡古墳・墳墓群	古墳群	木幡	古墳後期・平安
27	木幡古墳群 23号支群	古墳群	木幡	古墳後期
27-1	23-1号墳	円墳	〃	〃
27-2	23-2号墳	〃	〃	〃
27-3	23-3号墳	〃	〃	〃
27-4	23-4号墳	〃	〃	〃
27-5	23-5号墳	〃	〃	〃
27-6	23-6号墳	〃	〃	〃
27-7	23-7号墳	〃	〃	〃
27-8	23-8号墳	〃	〃	〃
27-9	23-9号墳	〃	〃	〃
27-10	23-10号墳	〃	〃	〃
27-11	23-11号墳	〃	〃	〃
27-12	23-12号墳	〃	〃	〃
27-13	23-13号墳	〃	〃	〃
27-14	23-14号墳	〃	〃	〃
27-15	23-15号墳	〃	〃	〃
27-16	23-16号墳	〃	〃	〃
27-17	23-17号墳	〃	〃	〃
27-18	23-18号墳	〃	〃	〃
27-19	23-19号墳	〃	〃	〃
27-20	23-20号墳	〃	〃	〃
27-21	23-21号墳	〃	〃	〃
27-22	23-22号墳	〃	〃	〃
27-23	23-23号墳	〃	〃	〃
27-24	23-24号墳	〃	〃	〃
27-25	23-25号墳	〃	〃	〃
27-26	23-26号墳	〃	〃	〃
27-27	23-27号墳	〃	〃	〃
27-28	23-28号墳	〃	〃	〃
27-29	23-29号墳	〃	〃	〃
27-30	23-30号墳	〃	〃	〃
27-31	23-31号墳	〃	〃	〃
27-32	23-32号墳	〃	〃	〃
27-33	23-33号墳	〃	〃	〃
27-34	23-34号墳	〃	〃	〃
27-35	23-35号墳	〃	〃	〃
27-36	23-36号墳	〃	〃	〃
27-37	23-37号墳	〃	〃	〃
27-38	23-38号墳	〃	〃	〃
27-39	23-39号墳	〃	〃	〃
27-40	23-40号墳	〃	〃	〃
27-41	23-41号墳	〃	〃	〃
27-42	23-42号墳	〃	〃	〃
27-43	23-43号墳	〃	〃	〃
27-44	23-44号墳	〃	〃	〃
27-45	23-45号墳	〃	〃	〃
27-46	23-46号墳	〃	〃	〃
27-47	23-47号墳	〃	〃	〃
27-48	23-48号墳	〃	〃	〃
27-49	23-49号墳	〃	〃	〃
27-50	23-50号墳	〃	〃	〃

番 号	名 称	種 類	所 在 地	時 代
27-51	23-51号墳	円墳	木幡	古墳後期
27-52	23-52号墳	〃	〃	〃
27-53	23-53号墳	〃	〃	〃
27-54	23-54号墳	〃	〃	〃
27-55	23-55号墳	〃	〃	〃
27-56	23-56号墳	〃	〃	〃
27-57	23-57号墳	〃	〃	〃
27-58	23-58号墳	〃	〃	〃
27-59	23-59号墳	〃	〃	〃
27-60	23-60号墳	〃	〃	〃
27-61	23-61号墳	〃	〃	〃
27-62	23-62号墳	〃	〃	〃
27-63	23-63号墳	〃	〃	〃
27-64	23-64号墳	〃	〃	〃
27-65	23-65号墳	〃	〃	〃
27-66	23-66号墳	〃	〃	〃
27-67	23-67号墳	〃	〃	〃
27-68	23-68号墳	〃	〃	〃
27-69	23-69号墳	〃	〃	〃
27-70	23-70号墳	〃	〃	〃
27-71	23-71号墳	〃	〃	〃
27-72	23-72号墳	〃	〃	〃
27-73	23-73号墳	〃	〃	〃
28	木幡古墳群南山117号墳	円墳	木幡	古墳後期
29	木幡墳墓群1号墓	墳墓	木幡	平安か
30	木幡墳墓群2号墓	墳墓	木幡	平安か
31	木幡墳墓群3号墓	墳墓	木幡	平安か
32	木幡古墳群4号墳	円墳	木幡	古墳後期
33	木幡古墳群5号墳	円墳	木幡	古墳後期
34	木幡古墳群6号墳	前方後円墳か	木幡	古墳後期
35	木幡墳墓群7号墓	墳墓	木幡	平安か
36	木幡墳墓群8号墓	墳墓	木幡	平安か
37	木幡墳墓群9号墓	墳墓	木幡	平安か
38	木幡墳墓群10号墓	墳墓	木幡	平安か
39	木幡墳墓群11号墓	墳墓	木幡	平安か
40	木幡墳墓群12号支群	墳墓群	木幡	平安か
40-1	12-1号墓	〃	〃	〃
40-2	12-2号墓	〃	〃	〃
41	木幡古墳・墳墓群13号支群	古墳・墳墓群	木幡	
41-1	13-1号墳	円墳	〃	古墳後期
41-2	13-2号墳	〃	〃	〃
41-3	13-3号墳	〃	〃	〃
41-4	13-4号墳	〃	〃	〃
41-5	13-5号墳	〃	〃	〃
41-6	13-6号墳	〃	〃	〃
41-7	13-7号墳	〃	〃	〃
41-8	13-8号墳	〃	〃	〃
41-9	13-9号墳	〃	〃	〃
42	木幡古墳群14号墳	円墳	木幡	古墳後期
43	木幡古墳群15号墳	前方後円墳か	木幡	古墳後期
44	木幡古墳群16号支群	古墳群	木幡	古墳後期
44-1	16-1号墳	円墳	〃	〃
44-2	16-2号墳	〃	〃	〃
44-3	16-3号墳	〃	〃	〃

番 号	名 称	種 類	所 在 地	時 代
44-4	16-4号墳	円墳	木幡	古墳後期
44-5	16-5号墳	〃	〃	〃
44-6	16-6号墳	〃	〃	〃
44-7	16-7号墳	〃	〃	〃
45	木幡古墳群 17号支群	古墳群	木幡	古墳後期
45-1	17-1号墳	円墳	木幡	古墳後期
45-2	17-2号墳	〃	〃	〃
45-3	17-3号墳	〃	〃	〃
45-4	17-4号墳	〃	〃	〃
45-5	17-5号墳	〃	〃	〃
45-6	17-6号墳	〃	〃	〃
46	木幡古墳群 18号墳	円墳	木幡	古墳後期
47	木幡墳墓群 19号墓	墳墓	木幡	平安か
48	木幡古墳群 20号支群	古墳群	木幡	古墳後期
48-1	20-1号墳	円墳	〃	〃
48-2	20-2号墳	〃	〃	〃
49	木幡古墳群 21号支群	古墳群	木幡	古墳後期
49-1	21-1号墳	円墳	〃	〃
49-2	21-2号墳	〃	〃	〃
49-3	21-3号墳	〃	〃	〃
50	木幡古墳群 22号墳	円墳	木幡	古墳後期
51	木幡墳墓群 24号墓	墳墓	木幡	平安か
52	木幡古墳群 25号墳	円墳	木幡	古墳後期
53	木幡古墳群 26号支群	古墳群	木幡	古墳後期
53-1	26-1号墳	円墳	〃	〃
53-2	26-2号墳	〃	〃	〃
53-3	26-3号墳	〃	〃	〃
54	木幡墳墓群 27号墓	墳墓	木幡	平安か
55	木幡古墳群 28号墳	円墳	木幡	古墳後期
56	木幡古墳群 29号墳	円墳	木幡	古墳後期
57	木幡古墳群 30号支群	古墳群	木幡	古墳後期
57-1	30-1号墳	円墳	〃	〃
57-2	30-2号墳	〃	〃	〃
57-3	30-3号墳	〃	〃	〃
58	木幡墳墓群 31号墓	墳墓	木幡	平安か
59	木幡墳墓群 32号墓	墳墓	木幡	平安か
60	木幡古墳群 33号墳	円墳	木幡	古墳後期
61	木幡墳墓群 36号墓	墳墓	木幡	平安か
62	木幡墳墓群 37号墓	墳墓	木幡	平安か
63	芝ノ東窯跡	須恵器窯	五ヶ庄	奈良か
64	広岡谷遺跡	散布地	五ヶ庄	縄文
65	池山瓦窯跡	瓦窯	菟道	飛鳥前期
66	西隼上り遺跡	集落	菟道	古墳前期～室町
67	恵心院山門前遺跡	散布地	宇治	古墳
68	一本松南古墳	古墳か	広野町	古墳
69	石塚遺跡	散布地	神明	縄文・弥生
70	蛇塚遺跡	不明	神明	古墳・江戸
71	神楽田遺跡	集落	小倉町	弥生後期・平安～室町
72	宇治代官所跡	代官所	宇治	江戸
73	岡本瓦窯跡	瓦窯	五ヶ庄	奈良
74	八軒屋谷古墓	古墓	広野町	奈良
75	伊勢田塚古墳	古墳	開 町	古墳後期
76	旦椋神社旧跡	神社	大久保町	鎌倉～江戸
77	七ツ塚 1号塚	古塚	大久保町	鎌倉～江戸

番 号	名 称	種 類	所 在 地	時 代
78	七ツ塚2号塚	古塚	大久保町	鎌倉～江戸
79	北山古墳	古墳	大久保町	古墳後期
80	大竹古墳	方墳	大久保町	古墳中期
81	太閤堤	堤防	槇島町・小倉町・宇治	桃山
81-1	太閤堤(槇島堤)	堤防	槇島町・宇治	桃山
81-2	太閤堤(藪場堤)	堤防	宇治・槇島町	桃山
81-3	太閤堤(小倉堤)	堤防	槇島町・小倉町	桃山
82	赤塚遺跡	集落	木幡	平安後期～室町
83	木幡遺跡	集落	木幡	古墳～室町
84	木幡東中遺跡	集落	木幡	奈良～室町
85	松殿跡	邸宅	木幡	平安後期
86	西浦遺跡	集落	木幡	古墳後期～室町
87	木幡古墳群南山116号墳	古墳	木幡	古墳後期
88	寺界道遺跡	集落	五ヶ庄	旧石器・縄文後期～奈良
89	北山畑瓦窯	瓦窯	木幡	奈良か
90	広岡谷古墓	古墓か	五ヶ庄	奈良
91	萬福寺裏山古墳	古墳	五ヶ庄	古墳後期
92	一番割遺跡	古墳か	五ヶ庄	
93	岡本遺跡	集落	五ヶ庄	古墳～室町
94	隼上り瓦窯跡	瓦窯	菟道	飛鳥前期
95	隼上り遺跡	集落	菟道	縄文早期・飛鳥～奈良
96	羽戸山遺跡	集落	菟道	弥生後期・古墳後期
97	東中遺跡	集落	菟道	奈良・室町
98	旦棕遺跡	集落	大久保町	古墳～室町
99	三室戸寺瓦窯跡	瓦窯	菟道	鎌倉か
100	三室戸寺子院跡	寺院	菟道	平安後期～室町
101	妙見古墓	古墓	菟道	奈良
102	菟道丸山古墳	古墳	菟道	古墳
103	乙方遺跡	集落	宇治・菟道	弥生中期～古墳後期
104	狐塚古墳	古墳か	菟道	
105	山本古墓	古墓	宇治	鎌倉
106	妙見古墳	古墳か	菟道	古墳か
107	山本古墳	古墳か	宇治	古墳か
108-1	宇治市街遺跡(川西地区)	集落	宇治	古墳～室町
108-2	宇治市街遺跡(川東地区)	集落	宇治	古墳後期～室町
109	宇治上神社遺跡	散布地	宇治	平安後期
110	宇治神社遺跡	散布地	宇治	古墳後期～鎌倉
111	春日森遺跡	神社	小倉町	平安～鎌倉
112	東山遺跡	散布地	小倉町	古墳・室町
113	矢落遺跡	集落	宇治	平安～室町
114	平等院旧境内遺跡	寺院	宇治	平安～室町
115	塔ノ川遺跡	集落	宇治	縄文後期～奈良
116	下居遺跡	墓地	宇治	平安後期～室町
117	西山古墳	円墳	小倉町	古墳後期
118	安田環濠集落	防禦集落	安田町	室町
119	若林遺跡	集落	伊勢田町	弥生中期～奈良
120	若林古墳群	古墳群	伊勢田町	古墳後期
120-1	1号墳	方墳	〃	〃
120-2	2号墳	方墳	〃	〃
121	大谷古墳群	古墳群	伊勢田町	古墳初期～前期
121-1	1号墳	古墳	〃	古墳前期
121-2	2号墳	方墳	〃	古墳初期
121-3	3号墳	方墳	〃	古墳初期
122	井尻遺跡	散布地	伊勢田町	弥生後期

番 号	名 称	種 類	所 在 地	時 代
123	中山遺跡	古墳か	伊勢田町	古墳後期
124	野神遺跡	散布地	宇治	弥生・鎌倉～室町
125	一里山東古墳	古墳か	広野町	古墳前期・後期
126	広野遺跡	集落	広野町	古墳後期～鎌倉
127	一里山遺跡	散布地	広野町	弥生～奈良
128	マメ塚古墳	古墳か	広野町	古墳後期
129	山本遺跡	散布地	白川	室町
130	善法古墓	古墓	宇治	平安後期
131	池森天神遺跡	散布地	宇治	古墳～室町
132	小倉遺跡	集落	小倉町	弥生後期～室町
133	大久保環濠集落跡	集落	大久保町	古墳後期～室町
134	三室戸寺境内遺跡	寺院	菟道	平安～室町
135	京極殿跡	邸宅	木幡	平安後期
136	西隼上り埴輪窯跡	埴輪窯	菟道	古墳後期
137	岡本廃寺	寺院	五ヶ庄	飛鳥後期～奈良
138	滋賀谷窯跡	須恵器窯	菟道	奈良
139	観音寺跡	寺院	木幡	不詳
140	観音院本願寺跡	寺院	木幡	奈良～室町
141	尊勝寺跡	寺院	木幡	平安後期～室町
142	日皆田古墳群	古墳群	五ヶ庄	
142-1	1号墳	方墳	〃	古墳中期
142-2	2号墳	方墳	〃	古墳中期か
143	旦椋古墳群	古墳群	大久保町	
143-1	1号墳	円墳	〃	古墳後期
143-2	2号墳	方墳か	〃	古墳後期か
144	菟道遺跡	集落	菟道	古墳～室町
145	門ノ前古墳	前方後円墳	菟道	古墳後期
146	谷下り古墳群	古墳群	菟道	古墳後期
146-1	1号墳	円墳	〃	〃
146-2	2号墳	古墳	〃	〃
146-3	3号墳	円墳	〃	〃
147	観音山古墳	円墳	菟道	古墳前期
148	院御所山遺跡	山荘か	宇治	平安か
149	尼ヶ塚遺跡	出土地	五ヶ庄	平安
150	南ノ口遺跡	散布地	大久保町	古墳～奈良か
151	宇治東山遺跡	散布地	宇治	平安～室町
152	鷺尻古墓	古墓	志津川	奈良か
153	新別所山遺跡	散布地	宇治	平安～室町
154	西笠取遺跡	集落	西笠取	室町
155	カネツキ原廃寺	寺院	菟道・志津川	平安～室町
156	上炭山古墓	古墓	炭山	室町
157	白土遺跡	集石	西笠取	不明
158	オカサカテラ遺跡	寺跡か	西笠取	奈良
159	池尾北組遺跡	散布地	池尾	室町
160	西多田遺跡	集落	池尾	室町
161	東多田遺跡	集落	池尾	室町
162	妙見遺跡	散布地	菟道	飛鳥後期
166	炭山女人堂跡	寺院	炭山	室町
167	朝日山遺跡	散布地	宇治	不明
168	宇治東山山上遺跡	山城か	宇治	室町
170	志津川南組遺跡	散布地	志津川	室町
171	上明遺跡	散布地	白川	奈良・室町
172	一里塚古墳	古墳	五ヶ庄	古墳後期
173	宇治川太閤堤跡	護岸	菟道・宇治	桃山

○参考文献一覧

- 宇治市 『宇治市史1 古代の歴史と景観』 1973年
- 宇治市 『宇治市史2 中世の歴史と景観』 1974年
- 宇治市 『宇治市史3 近世の歴史と景観』 1976年
- 宇治市 『宇治市史4 近代の歴史と景観』 1978年
- 宇治市 『宇治市史5 東部の生活と環境』 1979年
- 宇治市 『宇治市史6 西部の生活と環境』 1981年
- 宇治市 『宇治市史年表』 1983年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫1 宇治の佛たち』 1989年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫2 平安時代の宇治』 1990年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫3 巨椋池』 1991年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫4 宇治茶の文化史』 1993年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫5 宇治橋～歴史と地理のかけはし～』 1994年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫6 宇治をめぐる人びと』 1995年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫7 発掘ものがたり宇治』 1996年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫8 宇治猿楽と離宮祭～宇治の芸能史～』 1997年
- 宇治市教育委員会 『宇治文庫9 宇治の道 旅人と歩く』 1998年
- 宇治市教育委員会 『宇治市文化財把握調査報告書Ⅰ(宇治・白川地区)』 2011年